

第8回 川薩地区法定合併協議会

資 料

日時 平成15年10月24日(金) 午後2時から

場所 祁答院町 いこいの村いむた池

川薩地区法定合併協議会

第8回川薩地区法定合併協議会

日時：平成15年10月24日(金)
午後2時から
場所：いこいの村いむた池(祁答院町)

会 次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 新委員の紹介

4. 議 事

(1) 議案審議

議案第26号	財産の取扱いについて	P 5
議案第27号	事務組織及び機構の取扱いについて	P24
議案第28号	国民健康保険事業の取扱いについて	P46
議案第29号	介護保険事業の取扱いについて	P61
議案第30号	児童福祉事業について	P66
議案第31号	町名・字名の取扱いについて	P75
議案第32号	自治会・行政連絡機構の取扱いについて	P80
議案第33号	窓口業務について	P85
議案第34号	保健衛生事業について	P96
議案第35号	環境衛生事業(その1)について	P130

(2) 提案事項

提案第32号	交通関係事業について	P135
提案第33号	商工・観光関係事業について	P146
提案第34号	建設関係事業について	P160
提案第35号	学校教育事業について	P171
提案第36号	コミュニティ施策について	P187
提案第37号	社会教育事業について	P194

(3) 報告事項

新市名称等検討小委員会の中間報告について	P253
事務の進捗状況について	P259
9 専門部会の進捗状況について	P260
一部事務組合について	P261

(4) その他

次回協議会の開催等について	P264
合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)	P265
合併協定項目(46項目)の協議状況	P266

5. 閉 会

名簿

1 協議会会長及び委員

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
川内市	行政	市長	森 卓朗	会長
		助役	岩切 秀雄	
	議会	議長	今別府 哲矢	副会長
		市町村合併対策特別委員会委員長	岩下 早人	
	学識経験者		田中 憲夫	
			今村 妙子	
樋脇町	行政	町長	黒瀬 一郎	副会長
		助役	宮脇 秀隆	
	議会	議長	帯田 博美	
		副議長	田島 春良	
	学識経験者		中島 増夫	
			宮元 泰子	
入来町	行政	町長	福元 忠一	
		助役	石塚 政揮	
	議会	議長	山本 佐敏	
		副議長	上野 一誠	
	学識経験者		田島 忠志	
			吹田 紘男	
東郷町	行政	町長	森園 正堂	
		助役	和田 国昭	
	議会	議長	北迫 茂	
		副議長	古里 貞義	
	学識経験者		山元 温治	
			田原 ハルエ	
祁答院町	行政	町長	今村 松男	
		助役	村原 政和	
	議会	議長	安田 文仁	
		合併問題対策特別委員会委員長	肥後 耕作	
	学識経験者		川畑 禮二	
			平林 徳子	

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
里 村	行政	村 長	塩田 至	
		助 役	鷺山 和平	
	議 会	議 長	平嶺 道夫	
		副議長	外園 加一	
	学識経験者		純浦 勝志	
			山下 廣江	
上 甌 村	行政	村 長	藏元欽一郎	
		助 役	長濱 秀徳	
	議 会	議 長	中能 重行	
		副議長	大良 影夫	
	学識経験者		西 仙可	
			石原 弘子	
下 甌 村	行政	村 長	町 弘道	
		助 役(総務課長)	西手 正孝	
	議 会	議 長	中川 三継	
		副議長	宮 和勇	
	学識経験者		日笠山直宏	
			宮野イネ子	
鹿 島 村	行政	村 長	尾崎 嗣徳	
		助 役	中野 捷	
	議 会	議 長	塩釜 三郎	
		副議長	橋野 利邦	
	学識経験者		小村 庄昌	
			塩釜 悦子	

2 顧問

鹿児島県	総務部地方課長	肥後 和紀	
	総務部地方課市町村合併推進室長	西中須浩一	
	川内総務事務所長	馬場 英俊	

事務局

事務局職名	氏名	所属市町村名
事務局長	田中 良二	川内市
事務局次長	川野 眞司	川内市(鹿児島県派遣)
総務広報班長	森園 一春	入来町
総務広報班員	村岡 斎哲	里村
総務広報班員	橋口 堅	川内市
調整班長	奥平 幸己	東郷町
調整班員	上須田 敏秋	鹿島村
調整班員	大毛 昭徳	下甌村
調整班員	井手上和洋	祁答院町
調整班員	平 利朗	樋脇町
調整班員	久米 道秋	祁答院町
調整班員	堀切 良一	入来町
調整班員	田代 健一	川内市
調整班員	古川 太司	樋脇町
計画班長	古川 英利	川内市
計画班員	江口 洋	上甌村
計画班員	山内 拓也	下甌村
計画班員	堀之内孝充	東郷町

(1) 議案審議

議案第26号

財産の取扱いについて

合併協定項目5号「財産の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針(案) 】

財産の取扱いについて

1市4町4村の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日 確認

協定項目5号 資料

財産の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 市町村の合併が行われた場合において、財産処分を必要とするときは関係市町村が協議してこれを定めるとなっている。原則的には、合併市町村がもっていた財産(土地、建物、債権、債務など)は、すべて合併市町村が引き継ぐこととし、公の施設についても、合併市町村の公の施設として設置することになる。
- (2) 市町村の財産としては、「①公有財産(不動産・動産・用益物件・無体財産権・有価証券等)」、「②物品」、「③債権」、「④基金」がある。
 - ① 公有財産には、役場庁舎や学校、図書館、保育所、公営住宅などのように、公用又は公共用に使用される行政財産とこれら以外の普通財産がある。
 - ② 「物品」は、所有する動産のうち、現金・公有財産及び基金に属するもの以外のもの、また普通地方公共団体が使用するために、他から借用して保管共用している動産をいう。物品には、いろいろな備品や消耗品がある。
 - ③ 「債権」は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。
 - ④ 「基金」は、地方自治法で「条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」と規定している。
- (3) 財産は、合併時点の1市4町4村の決算での調整になるが、基本的には新市に引き継がれることになる。

2 提案の理由

財産の取扱いについては、1市4町4村の所有する財産(公の施設及び債務を含む)はすべて新市に引き継ぐものとして提案するものである。

3 協定(協議)先進事例

埼玉県さいたま市 (平成13年5月1日 新設合併) 3市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。
山口県周南市 (平成15年4月21日 新設合併) 2市2町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐ。
香川県さぬき市 (平成14年4月1日 新設合併) 5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
新潟県魚沼市 (平成16年11月1日目標 新設合併) ① 財産及び債務は、新市に引き継ぐ。 ② 財産区は設定しない。 ③ 慣習による使用地(賃貸借契約による貸付地を含む)は、権利関係を明確にし、新市に引き継ぐ。

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。財産区有財産は、畑財産区有財産として新町に引き継ぐものとする。

4 参考法令等(条文等抜粋)

○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合または市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届けなければならない。

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通公共団体の議会の議決を経なければならない。

（財産の管理及び処分）

第237条 この法律において「財産」とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

（公有財産の範囲及び分類）

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する不動産、有価証券、出資による権利等をいう。

2 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

3 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

		専門部会	企画財政部会	
協定項目	5 財産の取扱い			
調整方針案	(1) 公有財産の取得、管理及び処分の方法 合併時に、川内市の例により調整する。 (2) 本庁と支所における公有財産の管理体制 新市に移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。			
項目	川内市	樋脇町	東郷町	
公有財産の管理	<p>【取得】 (土地等の場合) 次に掲げる項目を記載し、及び書面を添付のしたものを作成し、決裁権者の決裁を受けなければならない。主なものは以下のとおり。 理由、取得しようとする物件の明細、物件の所在地、価格及び算定基礎、相手方の住所、氏名等、相手方が指定した用途その他の取得条件等の内容 等々 なお、土地を購入する際の土地購入価額については、総務部を所管する助役を委員長とする不動産価額評定委員会に諮ったうえで決定している。 (請負に係る公有財産の引継) 施設建設に係る工事請負費は、各課が予算要求等するが、その執行は一般に技術吏員の存する課に執行委託している。そのため本市契約規則に基づく引渡しまでは受託課が行い、その後直ちに委託課に引継ぐ。</p> <p>【管理】 (所管) 行政財産については、当該行政財産に係る事務、又は事業を所管する課所の長に所管している。 普通財産に関しては、山林以外の財産については、財政課長が所管し、山林については農林水産課長が所管する。 (随時の通知) 取得又は処分、用途廃止、所管換え等を行うため決裁権者の決裁を受ける時は、財政課長を経て総務部長の合議を要する。</p> <p>【処分】 (用途指定) 一定の用途に供させる目的をもって普通財産を処分するときには、その用途、期間を指定しなければならないとしており、用途を指定した場合には毎年度1回以上調査しなければならない。 (処分) 所管課所長は、普通財産を処分しようとするときは、規則に記載されている事項を記載し、関係書面を添付して決裁権者の決裁を受けなければならないとしている。事項の主な内容は以下のとおり。 相手方の住所・氏名、 処分の理由、 処分しようとする普通財産の所在地・地番、普通財産譲渡申請書 【議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得又は処分に関する条例】 財産の取得又は処分は、予定価格20,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくはは売払い(土地については、1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくはは売払いとする。 土地に関しては、金額と面積の両方に該当するときに議決を要する。 【財産の交換・譲与・無償貸付に関する条例】 (普通財産の交換) 第2条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の4分の1を超えるときはこの限りでない。 2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。 (普通財産の譲与又は減額譲渡) 第3条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。 (普通財産の無償貸付又は減額貸付) 第4条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額貸し付けることができる。</p>	<p>【取得】 ・公有財産管理者は、公有財産を取得しようとするときは、事項及び書面を記載し、又は添付して町長の決裁を受けなければならない。 【管理】 (所管) 行政財産は、当該事務又は事業を管理する課の長又は教育委員会が所管する。 普通財産は、総務課長が所管する。ただし、町長が別に定めたものについては、この限りではない。 【処分】 公有財産管理者は、普通財産を譲渡し、又は譲与しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、又は書面を添付して、町長の決裁を受けなければならない。ただし、普通財産の種類又は処分の方法により、その一部を省略することができる</p> <p>【議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例】 ・予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格 7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくはは売払い(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る)</p> <p>【樋脇町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例】 ・普通財産及び物品 ・施設ごとに設置管理条例</p> <p>【町有財産台帳の整備保管】 ・樋脇町公有財産管理規則 ・公有財産(台帳、決算書どおり) ・物品(決算書どおり) ・建物災害共済は市会町村会へ加入</p>	<p>【取得】 ・公有財産管理者は、公有財産を取得しようとするときは、事項及び書面を記載し、又は添付して町長の決裁を受けなければならない。 【管理】 ・行政財産は当該事務又は事業を所管する課の長又は教育委員会が所管する。 ・普通財産は総務課が所管する。 (境界確認)---行政財産は各主管課が隣接者の立会を得て行う。 ---普通財産は総務課管財係りが隣接者の立会を得て行う。 (所管替え)---公有財産の所管替えは各主管課が総務課長と合議を得て行う。 (用途廃止)---公有財産の用途廃止については各主管課が総務課長と合議を得て行う。 【処分】 普通財産を譲渡するときは総務課管財係において町長の決裁後処分を行う。尚、処分及び単価等については総務常任委員会の承諾をいただいている。</p> <p>【議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例】 ・予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格 7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくはは売払い(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る)</p> <p>【財産の交換、譲与、無償貸付に関する条例】 基本的事項 ・普通財産の交換---公共用に供するため他人の財産を必要とする時又は国及び他公共団体が本町の財産を必要とする時に交換を行う。 ・普通財産の譲与---公共事業の用に供するため普通財産を他の公共団体等に譲渡する時。 ・普通財産の無償貸付---公共の用に供する時。 道路等の扱い ・道路等の廃道敷きについては建設課より普通財産への所管替え後に総務課で行う。 取扱課 ・普通財産については総務課管財係で行う。</p>	<p>【取得】 公有財産管理者は、公有財産を取得しようとするときは、事項及び書面を記載し、又は添付して町長の決裁を受けなければならない。 【管理】 (所管) 行政財産は、当該事務又は事業を管理する課の長又は教育委員会が所管する。 普通財産は、総務課長が所管する。ただし、町長が別に定めたものについては、この限りではない。 【処分】 公有財産管理者は、普通財産を譲渡し、又は譲与しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、又は書面を添付して、町長の決裁を受けなければならない。ただし、普通財産の種類又は処分の方法により、その一部を省略することができる。</p> <p>【議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例】 ・予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格 7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくはは売払い(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る)</p> <p>普通財産の貸付料 土地 ... 規定無し その都度土地対策委員会で決定 建物 ... 規定無し その都度土地対策委員会で決定 電柱 ... 電気通信事業法施行令 町管理の駐車場管理を総務課で行う。 雇用促進住宅2箇所(月額有料) 副田温泉場駐車場(8区画 月極) 一般無料駐車場</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目 5 財産の取扱い		専門部会			企画財政部会	
調整方針案						
項目	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
公有財産の管理	<p>【取得】 ・公有財産管理者は、公有財産を取得しようとするときは、次の事項及び書面を記載し、又は添付して町長の決裁を受けなければならない。 ・明細及び所在地 ・相手方の住所、氏名 ・取得理由 ・取得予定年月日 ・取得価格及びその算定基礎 ・時価評価額調書 ・経費の歳出科目及び予算額 ・契約書案 ・関係図面 ・登記簿謄本及び抄本 ・その他</p> <p>【管理】 (所管) 行政財産については、当該行政財産に係る事務、又は事業を所管する課所の長に所管させることとしている。 普通財産については、山林以外の財産について、総務課長が所管し、山林については、経済課長が所管することとしている。</p> <p>【処分】 普通財産を譲渡するときは、総務課管財係において町長の決裁後、処分を行う。なお、処分及び単価等については、土地対策委員会の協議している。</p> <p>〔議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例〕 ・予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格 7,000千円以上の不動産もしくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000㎡以上のものにかかるものに限る)</p> <p>〔財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例〕 ・普通財産及び物品 ・施設ごとに設置管理条例あり</p> <p>〔祁答院町財務規則〕 ・公有財産(台帳、決算書どおり) ・物品(決算書どおり) ・建物災害共済は町村会へ加入</p> <p>現在本町には、2カ所の公営駐車場がある。いずれの駐車場も、駐車場所在地の自治公民館に運営を委託している。</p>	<p>【取得】 ・公有財産の取得については、所管担当課長が総務課長経由で村長の決裁を受ける。 ・担当課(各係)で備品購入伺を起案し、決裁後、指名競争入札(予定価格50万円以上もの)及び随意契約(見積書の徴収、ただし予定価格が1万円未満の場合は、省略できる。)で購入し、検査完了後ただちに物品購入調書により収入役等に引き継ぐ。管財係は契約担当者が検査を行う際必要と認める場合は、これに立会い確認しなければならない。管財係は、備品台帳に記載するとともに備品ステッカーを交付する。</p> <p>【管理】 公有財産の管理責任者は、所管課(教育委員会を含む)で管理している。保管転換調書に準じて所管換えを行う。 普通財産については、山林・旧牧場地については経済課で所管している。それ以外は、総務課で所管している。</p> <p>【処分】 不用等になった物品については、担当者が決裁者の決裁を受け、返納届を管財係に提出し、売り払うことが不利又は不適当であると認めるもの及び売り払うことができないものは廃棄するものとする。普通財産を譲渡するときは、所管担当課長画総務課長経由で村長の決済後処分し収入役(管財係)の台帳を抹消する。処分及び単価等については相方協議による。</p> <p>〔議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例〕 ・予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格 7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る)</p> <p>〔財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例〕 ・普通財産及び物品 ・施設ごとに設置管理条例あり</p> <p>〔里村財産台帳の整備保管〕 ・里村公有財産管理規則 ・公有財産(台帳、決算書どおり) ・物品(決算書どおり) ・建物災害共済は町村会へ加入</p>	<p>【取得】 ・取得しようとするときは次の事項及び書面を記載し、村長の決裁を受ける。原則として担当主管課で行う。 ・明細及び所在地 ・相手方の住所、氏名 取得理由 ・取得予定年月日 ・取得価格及びその算定基礎 ・時価評価額調書 ・経費の歳出科目及び予算額 ・契約書案 ・関係図面 ・登記簿謄本及び抄本 ・その他</p> <p>【管理】 ・登記又は登録 ・境界柱の設置 ・公有財産台帳の調整 ・所管換え(所管換えをするときは必要事項及び書面を記載し、決裁を受けた後、公有財産所管換え、用途廃止財産引継ぎ書に關係書類を添えて引き継ぐ。</p> <p>【処分】 不用等になった物品については、担当者が決裁者の決裁を受け、返納届を管財係に提出し、売り払うことが不利又は不適当であると認めるもの及び売り払うことができないものは廃棄するものとする。普通財産を譲渡するときは、所管担当課長画総務課長経由で村長の決済後処分し収入役(管財係)の台帳を抹消する。処分及び単価等については相方協議による。</p> <p>〔議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例〕 ・予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格 7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る)</p> <p>〔財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例〕 ・普通財産及び物品 ・施設ごとに設置管理条例あり</p> <p>〔村有財産台帳の整備保管〕 上甌村公有財産管理規則 ・公有財産(台帳、決算書どおり) ・物品(決算書どおり) ・建物災害共済は市会町村会へ加入</p>	<p>【取得】 ・取得しようとするときは次の事項及び書面を記載し、村長の決裁を受ける。原則として担当主管課で行う。ただし、先行取得については管財係で行う。 ・明細及び所在地 ・相手方の住所、氏名 取得理由 ・取得予定年月日 ・取得価格及びその算定基礎 ・時価評価額調書 ・経費の歳出科目及び予算額 ・契約書案 ・関係図面 ・登記簿謄本及び抄本 ・その他</p> <p>【管理】 ・行政財産は当該事務又は事業を所管する課の長又は教育委員会が所管する。 ・普通財産は総務課が所管する。</p> <p>【処分】 ・普通財産を譲渡及び交換、建物等の取壊しを行うときは、村長の決裁を受けて行う。 ・不用等になった物品については、担当者が決裁者の決裁を受け、返納届を管財係に提出し、売り払うことが不利又は不適当であると認めるもの及び売り払うことができないものは廃棄するものとする。</p> <p>〔議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例〕 ・予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格 7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る)</p> <p>〔財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例〕 ・普通財産及び物品 ・施設ごとに設置管理条例あり ・道路・漁港については担当主管課で行う。</p> <p>〔村有財産台帳の整備保管〕 鹿島村公有財産管理規則 ・公有財産(台帳、決算書どおり) ・物品(決算書どおり) ・建物災害共済は鹿児島県町村会へ加入</p>		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

		専門部会名		企画財政部会	
協定項目	5 財産の取扱い				
調整方針案	新市が事務事業を継承するため、原則として全ての基金を新市に引き継ぐよう努める。 (1) 現行の制度をそのまま新市に引き継ぐものは、全て新市に引き継ぐものとする。 (2) 同一又は類似の基金については、可能な限り合併時の統一に努める。 (3) 合併時において、現行の制度を廃止する扱いとなるものは廃止する。 (4) 小額基金は、事務事業を考慮のうえ、廃止に努める。 (5) 定額運用基金及び貸付基金については、合併後速やかに調整する。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
各種基金の設置及び運用	財政調整基金 取崩し型 財源不足を補うための財源 減債基金 取崩し型 市債償還の財源 庁舎等管理基金 取崩し型 庁舎等の補修、増改築のための財源 退職手当準備基金 取崩し型 職員退職手当の財源 り災救助基金 取崩し型 被災者の救助費のための財源 特別奨学金基金 果実運用型 奨学資金を支給するための財源 文化振興基金 取崩し型 文化振興事業のための財源 アムニティ基金 果実運用型 快適環境づくりのための財源 福祉対策基金 取崩し型 福祉施設の整備及び福祉活動のための財源 スポーツ振興基金 果実運用型 スポーツ振興のための財源 中山間ふるさと・水と土保全基金 果実運用型 集落共同活動の強化支援のための財源 特別災害復旧基金 取崩し型 民有地の災害復旧に要する財源 外国人留學生奨学金基金 取崩し型 外国人留學生に対する奨学金支給のための財源 地方拠点都市事業推進基金 取崩し型 地方拠点都市地域の整備のための財源 市営住宅建設等基金 取崩し型 市営住宅の建設、修繕又は改良のための財源 産業振興基金 取崩し型 産業振興施設の整備のための財源 教育基金 学校林 学校施設の整備のための財源 奨学資金貸付基金 運用型 奨学資金貸付のための財源 肉用牛特別導入事業基金 運用型 肉用牛導入資金の貸付のための財源 肥育素牛導入資金貸付基金 運用型 肥育素牛導入資金の貸付のための財源 21 土地開発基金 運用型 公用・公共用地の先行取得のための財源 22 国民健康保険高額療養資金貸付基金 運用型 資金貸付のための財源 23 介護保険高額介護サービス資金貸付基金 運用型 資金貸付のための財源 24 交通災害共済事業基金 取崩し型 交通災害共済事業の財源不足に対応するもの 25 国民健康保険基金 取崩し型 国保事業の財源不足に対応するもの 26 介護給付費準備基金 取崩し型 介護保険事業の財源不足に対応するもの	財政調整基金 取崩し型 一般財源 減債基金 取崩し型 町債の償還財源 地域振興基金 取崩し型 地域振興の推進及び高齢者福祉対策の促進 地域振興の推進及び高齢者福祉対策の促進 公有林野造成事業基金 取崩し型 公有林野の造成の費用の財源 企業誘致促進基金 取崩し型 企業振興と企業誘致の推進に資するための財源 原子力発電周辺地域整備基金 取崩し型 本町の企業導入及び産業近代化並びに産業関連技術振興関係事業のための措置に要する経費の財源 中山間ふるさと・水と土保全基金 果実運用型 中山間地域における土地改良施設の機能を適正に発揮させるため集落協同活動の強化に対する支援事業を行うための財源 観光振興基金 取崩し型 町が管理する鉱泉源及び鉱泉集中管理施設の保護管理に必要な財源、観光施設整備その他観光振興に必要な財源を確保し、もって将来にわたる町財政の健全な運営に資するための財源 未来へはばたく樋脇っ子育成基金 取崩し型 児童生徒の健康、体力の保持及び増進を図るとともに、心身ともにすこやかでたくましく、郷土の文化と伝統を尊重する児童生徒の育成等を図るための財源 農業振興基金 定額運用基金 農業振興に必要な資金 肉用牛特別導入事業基金 定額運用基金 畜産振興と高齢者等の福祉の向上 土地開発基金 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得することにより、事業の円滑な執行を図るため 国民健康保険基金 取崩し型 保険給付の財源に不足を生じたとき、又は保健事業に要する費用の支払いに充てるため 国民健康保険高額療養資金貸付基金 定額運用基金 貸付に関する事務を円滑かつ効率的に行うため 介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金 定額運用基金 貸付に関する事務を円滑かつ効率的に行うため 介護給付費準備基金 取崩し型 介護保険事業の健全な財政運営に資するため 温泉給湯事業基金 取崩し型 温泉給湯事業の運営上、臨時に多額を要する経費又は起債償還の財源に充てるため 簡易水道事業基金 取崩し型 簡易水道事業の運営上、臨時的に多額を要する経費又は起債償還の財源に充てるため	財政調整基金 取崩し型 一般財源 減債基金 取崩し型 町債の償還財源 奨学金基金 定額運用型 奨学金の貸付け 土地開発基金 取崩し型 事業の円滑な執行を図るための土地取得 肉用牛特別導入基金 定額運用型 畜産振興と高齢者等の福祉の向上に資する 住宅新築等貸付事業基金 定額運用型 事業に係る町債の償還財源へ充当 ふるさと創生基金 果実運用型 「自ら考え、自ら実践する地域づくり及びびりづくり等」事業の円滑な実施 「自ら考え、自ら実践する地域づくり及びびりづくり等」事業の円滑な実施 向山自然公園整備基金 取崩し型 町民の福祉の向上及び活性化に資する 地域振興基金 取崩し型 地域における福祉活動の促進、快適な生活環境の形成等を図る 地域福祉基金 果実運用型 地域の特性に応じた高齢者保健福祉対策を積極的に推進する 国民健康保険基金 取崩し型 保険給付に不足を生じたときの財源 国民健康保険高額療養資金貸付基金 定額運用基金 高額療養者への貸付 水と土保全基金 果実運用型 土地改良施設の機能を適正に発揮させるための 集落共同活動の強化に対する支援事業に要する経費へ充当 生涯スポーツ施設整備基金 取崩し型 町民の生涯スポーツの振興及び健康の増進に資する 国保出産費資金貸付基金 運用型 貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に運営する	財政調整基金 取崩し型 一般財源 減債基金 取崩し型 町債の償還財源 東郷町原子力発電施設等周辺地域整備基金 取崩し型 原子力発電施設周辺地域としての本町への企業導入及び産業近代化のための措置に要する経費へ充当 東郷町地域振興基金 取崩し型 高齢化社会における住民の健康で生きがいのある生涯の形成と明るく活力のある地域作りの推進のための経費に充当 東郷町ふるさと活性化基金 果実運用型 取崩しも可 地域作りの推進事業の一環として、明日の東郷町を築く人材育成のために要する経費に充当 西郷隆盛愛犬「ツツ」銅像周辺整備基金 果実運用型 取崩しも可 西郷隆盛愛犬「ツツ」銅像の周辺整備に要するのための経費に充当 東郷町地域福祉基金 果実運用型 取崩しも可 高齢者保健福祉の向上を図るための事業を推進するための経費に充当 中山間ふるさと水と土保全基金 果実運用型 土地改良施設の機能を良好に発揮させるための地域住民活動に対する支援事業に要する経費へ充当 高齢療養貸付基金 定額運用型 国民健康保険基金基金 取崩し型 特定農山村総合支援基金 取崩し型 東郷町土地開発基金 定額運用型 特別導入事業基金 定額運用型 優良牛貸付基金 定額運用型 肉用牛付加価値利用貸付基金 定額運用型 東郷温泉ゆったり館整備基金 取崩し型 住民の健康・福祉の増進と観光開発並びに産業の振興を図り、併せて地域情報交換の場である温泉総合施設（東郷温泉ゆったり館）の改修及び周辺整備に要する経費に充当	財政調整基金 取崩し型 一般財源 減債基金 取崩し型 町債の償還財源 退職手当基金 取崩し型 退職手当に充当 ふるさと創生基金 取崩し型 一般住宅建設等 地域振興基金 取崩し型 福祉活動の促進 快適な生活環境の形成 ふるさと・水と土基金 果実運用型 土地改良施設の機能を良好に発揮させるための地域住民活動に対する支援事業に要する経費へ充当 地域福祉基金 果実運用型 保険福祉推進事業に充当 国民健康保険事業 取崩し型 保険給付に不足を生じたときの財源 下水道整備基金 取崩し型 下水道整備事業への充当 簡易水道事業基金 取崩し型 簡易水道事業への充当 土地開発基金 取崩し型 事業の円滑な執行を図るための土地取得 国民健康保険高額療養資金貸付基金 定額運用基金 貸付に関する事務を円滑かつ効率的に行うため

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

					専門部会名	企画財政部会	
協定項目	5 財産の取扱い						
調整方針案							
項目	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案		
各種基金の設置及び運用	<p>財政調整基金 取崩し型 一般財源</p> <p>減債基金 取崩し型 村債の償還財源</p> <p>漁業振興積立金 取崩し型 漁業振興に要する経費への充当</p> <p>ふるさと・水と土保全基金 果実運用型 土地改良施設の機能を良好に発揮させるための</p> <p>地域住民活動に対する支援事業に要する経費へ充当</p> <p>地域振興基金 取崩し型 地域づくり事業への充当</p> <p>国民健康保険基金 取崩し型 保険給付に不足を生じたときの財源</p> <p>国民健康保険高額 療養費貸付基金 取崩し型 高額療養者への貸付</p> <p>簡易水道事業基金 取崩し型 簡易水道整備事業への充当</p> <p>営農改善家畜貸付基金 家畜の貸付に必要な財源に充当</p> <p>医療保健基金 医療施設、保健施設の充実</p> <p>観光事業運営基金 自然レクリエーション施設の設置や観光事業の運営に充実</p> <p>退職手当組合特別負担金基金 退職手当組合特別負担金に要する経費へ充当</p> <p>人材育成、地域間交流基金 果実運用型 人材育成、地域間交流の財源</p> <p>環境保全基金 取崩し型 環境の保全及び生活環境の整備に充当する貸付基金</p> <p>地域福祉基金 果実運用型 地域福祉事業への充当</p> <p>土地開発基金 運用型 事業の円滑な執行を図るための土地取得</p> <p>里村交流センター鹿島館施設整備基金 改修・維持管理に要する経費に充当</p>	<p>財政調整基金 取崩し型 一般財源</p> <p>減債基金 取崩し型 村債の償還財源</p> <p>地域振興基金 取崩し型 地域の振興を図る事業へ充当</p> <p>退職手当組合特別負担金基金 取崩し型 退職手当組合特別負担金に要する経費へ充当</p> <p>村おこし基金 取崩し型 村の活性化を図る事業へ充当</p> <p>総合運動公園施設整備基金 取崩し型 総合運動公園施設整備へ充当</p> <p>ふるさと・水と土保全基金 果実運用型 土地改良施設の機能を良好に発揮させるための</p> <p>地域住民活動に対する支援事業に要する経費へ充当</p> <p>農山漁村活性化基金 取崩し型 村の活性化を図る事業へ充当</p> <p>環境保全基金 取崩し型 生活環境の整備を図る事業へ充当</p> <p>地域福祉基金 果実運用型 地域福祉事業への充当</p> <p>土地開発基金 運用型 事業の円滑な執行を図るための土地取得</p> <p>国民健康保険基金 取崩し型 保険給付に不足を生じたときの財源</p> <p>国民健康保険高額療養費貸付基金 定額運用基金 貸付に関する事務を円滑かつ効率的に行うための</p> <p>介護給付費準備基金 取崩し型 介護保険事業の健全な財政運営に資するため</p> <p>医療技術者等育成基金 運用型 事業の円滑な執行を図るための土地取得</p> <p>原子力発電施設周辺地域整備基金 取崩し型</p>	<p>財政調整基金 取崩し型 用途 一般財源</p> <p>減債基金 取崩し型 村債の償還財源</p> <p>郷土誌等発行基金 取崩し型 歴史に関する書籍を発行する経費へ充当</p> <p>敬老年金支払基金 取崩し型 敬老年金の支払いに要する資金に充当</p> <p>一般廃棄物処理施設整備基金 取り崩し型 一般廃棄物処理施設整備費へ充当</p> <p>国民健康保険基金 取崩し型 保険給付に不足を生じたときの財源</p> <p>国民健康保険高額 取崩し型 高額療養者への貸付</p> <p>村立診療所基金 取崩し型 診療所の財源不足を生じたときの財源</p> <p>地域福祉基金 果実運用型 地域福祉事業への充当</p> <p>地域振興基金 取崩し型 地域の振興を図る事業へ充当</p> <p>ふるさと創生基金 果実運用型 産業及び文化の振興を図り、村を活性化させるための財源</p> <p>土地開発基金 取崩し型 事業の円滑な執行を図るための土地取得</p> <p>介護給付費準備基金 取崩し型 介護保険の第1号保険料への財源充当</p> <p>中山間ふるさと・水と土保全基金 運用型 調査、研究及び研修に関する事業に要する経費</p> <p>等 人工授精用凍結精液購入基金 運用型 肉用牛の凍結精液を購入するための運用資金</p>	<p>財政調整基金 取崩し型 用途 一般財源</p> <p>減債基金 取崩し型 地方債の償還財源</p> <p>中山間ふるさと・水と土保全基金 運用型 土地改良施設の機能を良好に発揮させるための</p> <p>地域住民活動に対する支援事業に要する経費へ充当</p> <p>国民健康保険高額 取崩し型 高額療養者への貸付</p> <p>土地開発基金 取崩し型 事業の円滑な執行を図るための土地取得</p> <p>建設事業基金 取崩し型 用途 一般財源</p> <p>地域振興基金 取崩し型 高齢者社会に備え、福祉活動の促進、生活環境の形成等への充当</p> <p>原子力発電施設周辺地域整備基金 取崩し型</p> <p>介護保険円滑導入基金 取崩し型 介護保健法の円滑な実施を図ること</p> <p>介護給付費準備基金 取崩し型 介護保険の第1号保険料への財源充当</p> <p>奨学資金貸付基金 取崩し型 高等学校、大学、及び専門学校へ進学しようとする者の経済上の負担軽減を図る。</p>	<p>新市が事務事業を継承するため、原則として全ての基金を新市に引き継ぐよう努める。</p> <p>(1) 現行の制度をそのまま新市に引き継ぐものは、全て新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 同一又は類似の基金については、可能な限り合併時に統一に努める。</p> <p>(3) 合併時において、現業の制度を廃止する扱いとなるものは廃止する。</p> <p>(4) 小額基金は、事務事業を考慮のうえ、廃止に努める。</p> <p>(5) 定額運用基金及び貸付基金については、合併後速やかに調整する。</p>		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整基金別比較表

										専門部会	企画財政部会
調整方針案	変更後の4区分 1 現行のまま新市に引き継ぐ(特定の地域・用途の扱い)ものとし、必要に応じ随時見直すもの。 2 新市に移行時に統合する(新市全体の扱い)。 3 新市に移行後、速やかに(1年以内)調整するもの(定額・貸付運用基金)。 4 廃止するもの。										
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甞村	下甞村	鹿島村	専門部会	調整方針案
1	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	企画財政	2
2	減債基金	減債基金	減債基金	減債基金	減債基金	減債基金	減債基金	減債基金	減債基金	企画財政	2
3	庁舎等管理基金									企画財政	2
4						村有施設整備積立基金				企画財政	4
5	市営住宅建設等基金									建設	4
6							総合運動公園施設整備基金			建設	4
7	退職手当準備基金				退職手当基金	退職組合特別負担金基金	退職手当組合特別負担金基金			総務	4
8	り災救助基金									住民健康福祉	2
9	教育基金									教育	4
10	特別奨学基金									教育	2
11	奨学資金貸付基金		奨学基金						奨学資金貸付基金	教育	3
12	外国人留学生奨学基金									企画財政	2
13	文化振興基金									教育	4
14	アメニティ基金									住民健康福祉	2
15	福祉対策基金		地域福祉基金	地域福祉基金	地域福祉基金	地域福祉基金	地域福祉基金	地域福祉基金	地域福祉基金	住民健康福祉	2
16		地域振興基金	地域振興基金	地域振興基金	地域振興基金	地域振興基金	地域振興基金	地域振興基金	地域振興基金	企画財政	2
17	産業振興基金									企画財政	1
18		企業誘致促進基金								産業経済	4
19		観光振興基金								産業経済	4
20						観光事業運営基金				産業経済	1
21		温泉給湯事業基金								上下水道	1
22			ふるさと創生基金	ふるさと活性化基金	ふるさと創生基金	人材育成・地域間交流基金			ふるさと創生基金	企画財政	2
23				開発基金			村おこし基金			企画財政	4

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整基金別比較表

		専門部会							企画財政部会	
調整方針案	変更後の4区分 1 現行のまま新市に引き継ぐ(特定の地域・用途の扱い)ものとし、必要に応じ随時見直すもの。 2 新市に移行時に統合する(新市全体の扱い)。 3 新市に移行後、速やかに(1年以内)調整するもの(定額・貸付運用基金)。 4 廃止するもの。									
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	専門部会	調整方針案
24			西郷隆盛愛犬「ツツ」銅像周辺整備基金						企画財政	4
25	スポーツ振興基金								教育	2
26	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	産業経済	2
27	特別災害復旧基金								総務	4
28	地方拠点都市事業推進基金								建設	1
29	肉用牛特別導入事業基金	肉用牛特別導入事業基金	肉用牛特別導入事業基金	特別導入事業基金	特別導入事業基金				産業経済	3
30	肥育素牛導入資金貸付基金								産業経済	3
31			優良牛貸付基金						産業経済	3
32			肉用牛付加価値利用貸付基金						産業経済	3
33					営農改善家畜貸付基金				産業経済	3
34	土地開発基金	土地開発基金	土地開発基金	土地開発基金	土地開発基金	土地開発基金	土地開発基金	土地開発基金	企画財政	2
35	国民健康保険基金	国民健康保険基金	国民健康保険基金	国民健康保険基金	国民健康保険基金	国民健康保険基金	国民健康保険基金	国民健康保険基金	住民健康福祉	2
36	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	住民健康福祉	2
37			国民健康保険出産費資金貸付基金						住民健康福祉	4
38	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	住民健康福祉	2
39	介護保険高額介護サービス資金貸付基金	介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金							住民健康福祉	2
40	交通災害共済事業基金								総務	4
41		公有林野造成事業基金							産業経済	4
42		原子力発電周辺地域整備基金	原子力発電周辺地域整備基金		原子力発電周辺地域整備基金	原子力発電周辺地域整備基金		原子力発電周辺地域整備基金	企画財政	1
43			特定農山村総合支援基金						産業経済	4
44						農山漁村活性化基金			産業経済	1
45					漁業振興積立金基金				産業経済	1
46		未来へはばたく樋脇っ子育成基金							企画財政	4
47		農業振興基金							産業経済	1
48		簡易水道事業基金		簡易水道事業基金	簡易水道事業基金				上下水道	1

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整基金別比較表

									専門部会	企画財政部会	
調整方針案	変更後の4区分 1 現行のまま新市に引き継ぐ(特定の地域・用途の扱い)ものとし、必要に応じ随時見直すもの。 2 新市に移行時に統合する(新市全体の扱い)。 3 新市に移行後、速やかに(1年以内)調整するもの(定額・貸付運用基金)。 4 廃止するもの。										
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甞村	下甞村	鹿島村	専門部会	調整方針案
49					下水道整備基金	下水道整備基金				上下水道	4
50			住宅新築等貸付事業基金							建設	3
51			向山自然公園整備基金							企画財政	4
52						環境保全基金	環境保全基金			上下水道	1
53						医療保険基金				住民健康福祉	1
54							医療技術者等育成基金			住民健康福祉	1
55								建設事業基金		企画財政	1
56				東郷温泉ゆったり館運営資金貸付基金						企画財政	4
57				東郷温泉ゆったり館整備基金						企画財政	1
58			生涯スポーツ施設建設基金							教育	4
59						里村交流センター鹿島館施設整備管理基金				産業経済	1
60							郷土史等発行基金			教育	4
61							敬老金支払基金			住民福祉	4
62							一般廃棄物処理施設整備基金			住民福祉	1
63							診療所基金			住民福祉	1
64							人工授精用凍結精液購入基金			産業経済	4

川 薩 地 区 法 定 合 併 協 議 会 の 調 整 内 容

		専門部会名		企画財政部会	
協定項目	5	財産の取扱い		関係項目	公有財産
調整内容	1市4町4村の所有する財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。				
区 分	地方債 平成14年度末現在高 (人口1人当り)	債務負担行為 平成15年度以降の支出予定額 (人口1人当り)	基金 平成14年度末現在高 (人口1人当り)	有価証券 出資金 債 権 平成14年度末現在高	公有財産
川内市 平成12年国勢調査人口 73,236 人	41,458,940 千円 (566 千円)	1,305,260 千円 (18 千円)	6,429,401 千円 (88 千円)	2,331 千円 123,886 千円 833,553 千円	1 土地 2 建物 3 山林 4 物権 5 道路・橋梁 6 物品 7 車両・船舶等 8 公営企業財産
樋脇町 平成12年国勢調査人口 7,951 人	6,960,249 千円 (875 千円)	87,614 千円 (11 千円)	1,580,682 千円 (199 千円)	10,133 千円 11,264 千円 208,098 千円	
入来町 平成12年国勢調査人口 6,454 人	7,330,411 千円 (1,136 千円)	131,442 千円 (20 千円)	1,065,921 千円 (165 千円)	183 千円 13,459 千円 千円	
東郷町 平成12年国勢調査人口 5,978 人	6,449,735 千円 (1,079 千円)	122,267 千円 (20 千円)	1,406,440 千円 (235 千円)	233 千円 108,149 千円 千円	
祁答院町 平成12年国勢調査人口 4,625 人	6,108,123 千円 (1,321 千円)	14,848 千円 (3 千円)	1,287,242 千円 (278 千円)	788 千円 1,870 千円 千円	
里村 平成12年国勢調査人口 1,517 人	2,882,754 千円 (1,900 千円)	9,924 千円 (7 千円)	981,953 千円 (647 千円)	28,721 千円 15,534 千円 千円	
上飯村 平成12年国勢調査人口 2,008 人	3,652,406 千円 (1,819 千円)	125,183 千円 (62 千円)	1,854,899 千円 (924 千円)	8,896 千円 13,469 千円 千円	
下飯村 平成12年国勢調査人口 2,803 人	6,074,302 千円 (2,167 千円)	1,135 千円 (0.4 千円)	1,981,317 千円 (707 千円)	58,976 千円 17,549 千円 千円	
鹿島村 平成12年国勢調査人口 892 人	1,422,610 千円 (1,595 千円)	9,533 千円 (11 千円)	1,575,916 千円 (1,767 千円)	9,965 千円 11,491 千円 千円	
合 計 平成12年国勢調査人口 105,464 人	82,339,530 千円 (781 千円)	1,807,206 千円 (17 千円)	18,163,771 千円 (172 千円)	120,226 千円 316,671 千円 1,041,651 千円	
備 考	別紙資料3のとおり	別紙資料4のとおり	別紙資料2のとおり	別紙資料1のとおり	別紙資料1のとおり

道路・橋梁調べ (平成13年度末現在)

区 分		単位	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計
道路	実延長	m	797,607	156,531	149,161	104,763	162,896	35,765	24,993	52,284	15,763	1,499,763
	改良済延長	m	365,976	108,779	70,168	68,799	93,373	30,998	20,142	28,604	4,393	791,232
	舗装済延長	m	705,535	147,288	140,609	98,232	144,952	33,999	21,977	52,112	12,565	1,357,269
橋梁	橋数	数	427	63	80	73	91	20	24	27	1	743
	うち永久橋数	数	426	63	80	72	91	20	24	27	1	741

物品等の状況 (平成14年度末現在)

物品(車両を除く100万円以上の物品)

区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計
楽器	4	3	1	1	1	1	2	0	1	14
OA機器	23	4				2	3	1		33
事務機器	9	1	2			1				13
通信機器	3						1			4
視聴覚機器	9		1	1	1		3	1		16
空調機器	12	1	1		1		8			23
土木・建築機材	1			1			1	1		4
スポーツ機器	24									24
保健医療機器					2		26	56		84
調理機材	50	9	3	3	7		10	11		93
防災機器	2	5	6			5		3	1	22
美術・工芸品	30		1							31
舞台装置・附属機器	3				1	1	3	1	1	10
動物及び関連設備機器										0
その他	23	5	1	1	6	1		12	3	52
合計	193	28	16	7	19	11	57	86	6	423

車両・船舶等

単位:台

区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計
乗用車	普通	4	2	1	1	1	2	6	1	18
	小型	8			1	2	7		1	19
	ワゴン型	4	2	2	2	4	1	3	4	22
	軽	14		4	4	1	2	5	6	41
小型貨物	大型トラック						2			2
	普通トラック	12	5	3	1	1	2	2	1	27
	軽トラック	9		2	3	2	1	2	4	24
軽バン	23	2	9	7	6	4	1		52	
ライトバン	42	6	2	4	5		2	7	68	
バス(マイクロ含む)	6	3	2	4	3	1	7	26	52	
消防用自動車	(42)	10	8	9	15	6	9	13	4	74 (42)
特殊車両	大型	4	1	2			1	5		13
	小型		9	2		2				13
移動図書館車	1							1		2
災害対策車	1					1				2
道路パトロール車	1	1	1	1						4
交通指導車	1	1	1	1						4
自動二輪										0
原動機付き自転車								1	1	2
船舶						1	1	1		3
浮き桟橋						1	1			2
その他		6				1				7
計	130 (42)	48	39	38	40	30	38	71	17	451

()書きは、非常備消防分

水道事業貸借対照表

(平成14年度末現在)

単位:千円

資産の部		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	合計	
固 定 資 産	有形 固定 資産	土地	295,143	4,500	20,825	7,723	328,191
		建物	1,040,558	21,471	298,910	17,238	1,378,177
		構築物	6,746,127	756,941	1,327,304	1,021,853	9,852,225
		機械装置	1,282,962	111,651	110,195	272,758	1,777,566
		配水管					0
		量水器					0
		車両運搬具	916	1,020	957	79	2,972
		工具器具備品	729	32	1,974	1,324	4,059
		建設仮勘定	61,662		14,300		75,962
		計	9,428,097	895,615	1,774,465	1,320,975	13,419,152
無 形 固 定 資 産	電話加入権	271				271	
	施設利用権			50		50	
	その他	1,863				1,863	
	計	2,134	0	50	0	2,184	
合 計		9,430,231	895,615	1,774,515	1,320,975	13,421,336	
流 動 資 産	現金預金	1,098,036	31,202	231,404	95,042	1,455,684	
	未収金	39,972	2,773	7,691	1,144	51,580	
	貯蔵品	9,189	64	2,771	11,008	23,032	
	その他(保有有価証券)	430	715		100	1,245	
	繰延勘定		6,720			6,720	
	合 計	1,147,627	41,474	241,866	107,294	1,538,261	
資産合計		10,577,858	937,089	2,016,381	1,428,269	14,959,597	

負債の部		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	合計
固 定 負 債	退職給与引当金	62,304				62,304
	修繕引当金	96,389	190		4,550	101,129
	計	158,693	190	0	4,550	163,433
流 動 負 債	未払金	33,950	919	8,521	1,628	45,018
	前受金					0
	預り金	430		48		478
	その他				100	100
	計	34,380	919	8,569	1,728	45,596
合 計		193,073	1,109	8,569	6,278	209,029

資本の部		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	合計	
資 本 金	自己資本金	3,372,145	209,222	435,348	528,570	4,545,285	
	借入資本金	企業債	4,757,552	516,780	918,879	761,624	6,954,835
		他会計借入金					0
合 計		8,129,697	726,002	1,354,227	1,290,194	11,500,120	
剰 余 金	資本剰余金	2,092,295	188,992	547,063	97,302	2,925,652	
	利益剰余金	162,793	20,986	106,521	34,495	324,795	
	合 計	2,255,088	209,978	653,584	131,797	3,250,447	
合 計		10,384,785	935,980	2,007,811	1,421,991	14,750,567	
負債・資本合計		10,577,858	937,089	2,016,380	1,428,269	14,959,596	

自動車運送事業貸借対照表 (平成14年度末現在)

単位:千円

資産の部		下甌村	
固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	土地	2,993
		建物	36,001
		構築物	1,492
		機械装置	1,659
		配水管	
		量水器	
		車両運搬具	25,963
		工具器具備品	1,048
		建設仮勘定	
		計	69,156
産	無 形 固 定 資 産	電話加入権	84
		施設利用権	
		その他	
		計	84
合 計		69,240	
流 動 資 産	現金預金	2,030	
	未収金	3,425	
	貯蔵品		
	その他(保有有価証券)		
	繰延勘定		
合 計		5,455	
資産合計		74,695	

負債の部		下甌村
固 定 負 債	退職給与引当金	
	修繕引当金	
	計	0
流 動 負 債	未払金	1,095
	前受金	
	預り金	
	その他	23,779
	計	24,874
合 計		24,874

資本の部			下甌村
資 本 金	自己資本金		15,283
	借入資本金	企業債	3,664
		他会計借入金	
	合 計		18,947
剰 余 金	資本剰余金		57,008
	利益剰余金		-26,134
	合 計		30,874
合 計			49,821
負債・資本合計			74,695

基金残高の調べ (平成14年度末現在)

単位:千円

区分		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	合計	
特 定 基 金	一般会計	財政調整基金	1,805,964	512,938	283,219	324,660	367,977	270,917	441,223	822,294	527,532	5,356,724
		減債基金	1,309,925	85,929	149,804	44,045	118,207	190,705	451,390	286,391	26,000	2,662,396
		総務	357,684				80,098	24,242	73,700			535,724
		企画財政	443,263	622,347	107,615	412,786	236,048	156,283	441,425	430,153	4,700	2,854,620
		産業経済	10,000	59,366	10,000	38,380	10,000	24,228	73,500	7,188	7,000	239,662
		住民福祉	399,099		166,321	272,662	154,743	193,428	119,800	134,515	97,000	1,537,568
		建設	484,243						62,900		785,000	1,332,143
		教育	219,535		117,035	1,319				3,934		341,823
		その他	0						75,600	60,162		135,762
		小計	5,029,713	1,280,580	833,994	1,093,852	967,073	859,803	1,739,538	1,744,637	1,447,232	14,996,422
	特別会計	国民健康保険	2,029	107,014	82,972	171,362	222,734	25,800	48,062	104,400		764,373
		介護保険	2,001	1,807				5,418	0	16,230	2,000	27,456
		上下水道		15,996	10,000		28,435	35,500	0			89,931
		その他	44,712	18,512				9,400	13,199			85,823
		小計	48,742	143,329	92,972	171,362	251,169	76,118	61,261	120,630	2,000	967,583
	計	5,078,455	1,423,909	926,966	1,265,214	1,218,242	935,921	1,800,799	1,865,267	1,449,232	15,964,005	
	運用基金	土地開発基金	1,270,000	115,466	117,992	96,000	60,171	43,632	53,700	99,000	45,183	1,901,144
その他		80,946	41,307	20,963	45,226	8,829	2,400	400	17,050	81,501	298,622	
計		1,350,946	156,773	138,955	141,226	69,000	46,032	54,100	116,050	126,684	2,199,766	
合計		6,429,401	1,580,682	1,065,921	1,406,440	1,287,242	981,953	1,854,899	1,981,317	1,575,916	18,163,771	
平成12年度国勢調査人口(人)		73,236	7,951	6,454	5,978	4,625	1,517	2,008	2,803	892	105,464	
人口一人当たり(千円/人)		88	199	165	235	278	647	924	707	1,767	172	

地方債残高の調べ (平成14年度末現在)

単位:千円

区 分	川内市			樋脇町			入来町		
	普通会計	企業会計等	合計	普通会計	企業会計等	合計	普通会計	企業会計等	合計
平成13年度末現在高 A	30,559,752	9,919,078	40,478,830	5,819,682	1,109,856	6,929,538	5,195,876	2,064,800	7,260,676
平成14年度発行額 B	2,446,000	1,153,500	3,599,500	478,500	160,800	639,300	833,300	75,562	908,862
平成14年度元金償還額 C	2,424,726	194,664	2,619,390	585,745	22,844	608,589	547,286	291,841	839,127
平成14年度末現在高 A + B - C	30,581,026	10,877,914	41,458,940	5,712,437	1,247,812	6,960,249	5,481,890	1,848,521	7,330,411
平成12年度国勢調査人口(人)	73,236			7,951			6,454		
住民1人当りの金額	418	149	566	718	157	875	849	286	1,136
区 分	東郷町			祁答院町			里 村		
	普通会計	企業会計等	合計	普通会計	企業会計等	合計	普通会計	企業会計等	合計
平成13年度末現在高 A	5,186,530	817,939	6,004,469	5,434,876	471,071	5,905,947	2,653,338	108,356	2,761,694
平成14年度発行額 B	891,700	17,115	908,815	783,300	18,200	801,500	298,400	145,700	444,100
平成14年度元金償還額 C	458,373	5,176	463,549	582,209	17,115	599,324	320,029	3,011	323,040
平成14年度末現在高 A + B - C	5,619,857	829,878	6,449,735	5,635,967	472,156	6,108,123	2,631,709	251,045	2,882,754
平成12年度国勢調査人口(人)	5,978			4,625			1,517		
住民1人当りの金額	940	139	1,079	1,219	102	1,321	1,735	165	1,900
区 分	上飯村			下飯村			鹿島村		
	普通会計	企業会計等	合計	普通会計	企業会計等	合計	普通会計	企業会計等	合計
平成13年度末現在高 A	2,571,005	1,158,194	3,729,199	4,968,220	783,757	5,751,977	1,264,697	241,027	1,505,724
平成14年度発行額 B	220,200	126,200	346,400	663,900	132,800	796,700	99,400	250	99,650
平成14年度元金償還額 C	386,799	36,394	423,193	453,693	20,682	474,375	167,964	14,800	182,764
平成14年度末現在高 A + B - C	2,404,406	1,248,000	3,652,406	5,178,427	895,875	6,074,302	1,196,133	226,477	1,422,610
平成12年度国勢調査人口(人)	2,008			2,803			892		
住民1人当りの金額	1,197	622	1,819	1,847	320	2,167	1,341	254	1,595

区 分	合 計		
	普通会計	企業会計等	合計
平成13年度末現在高 A	63,653,976	16,674,078	80,328,054
平成14年度発行額 B	6,714,700	1,830,127	8,544,827
平成14年度元金償還額 C	5,926,824	606,527	6,533,351
平成14年度末現在高 A + B - C	64,441,852	17,897,678	82,339,530
平成12年度国勢調査人口(人)	105,464		
住民1人当りの金額	611	170	781

債務負担行為の状況 (平成14年度末現在)

単位:千円

区 分	平成15年度以降の支出予定額				
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
1 物件の購入等に係るもの	0	0	10,248	70,755	1,419
(1) 土地の購入に係るもの					
(2) 建造物の購入に係るもの				70,755	1,419
(3) その他の物件の購入に係るもの			10,248		
(4) 製造・工事の請負に係るもの					
2 債務保証又は損失補償に係るもの	0	0	0	0	0
(1) 地方三公社に係るもの					
(2) その他に係るもの					
3 その他	486,677	87,614	121,194	51,512	13,429
(1) 利子補給等に係るもの	47,587	5,077	0	0	4,924
ア 農林水産関係に係るもの	4,557	5,077			4,924
イ 商工関係に係るもの	42,533				
ウ 住宅関係に係るもの					
エ その他	497				
(2) その他に係るもの	439,090	82,537	121,194	51,512	8,505
合 計	486,677	87,614	131,442	122,267	14,848
その他実質的な債務負担に係るもの	818,583				
再 計	1,305,260	87,614	131,442	122,267	14,848

区 分	平成15年度以降の支出予定額				合 計
	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	
1 物件の購入等に係るもの	0	0	0	0	82,422
(1) 土地の購入に係るもの					0
(2) 建造物の購入に係るもの					72,174
(3) その他の物件の購入に係るもの					10,248
(4) 製造・工事の請負に係るもの					0
2 債務保証又は損失補償に係るもの	0	109,564	0	0	109,564
(1) 地方三公社に係るもの					0
(2) その他に係るもの		109,564			109,564
3 その他	9,924	15,619	1,135	9,533	796,637
(1) 利子補給等に係るもの	0	0	0	0	57,588
ア 農林水産関係に係るもの					14,558
イ 商工関係に係るもの					42,533
ウ 住宅関係に係るもの					0
エ その他					497
(2) その他に係るもの	9,924	15,619	1,135	9,533	739,049
合 計	9,924	125,183	1,135	9,533	988,623
その他実質的な債務負担に係るもの					818,583
再 計	9,924	125,183	1,135	9,533	1,807,206

議案第 27 号

事務組織及び機構の取扱いについて

合併協定項目 12 号「事務組織及び機構の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

事務組織及び機構の取扱いについて

- 1 . 本庁については、「新市の事務所の位置」により、現川内市役所とする。
- 2 . 現川内市役所を除く現在の各町村役場をそれぞれの行政区域を所管する支所とする。また、合併前に設置されている関係町の支所、出張所については、出張所とし、現行のまま存続する。
- 3 . 支所の組織については、住民のサービス低下を招かないよう配慮し、一部管理部門を除いた総合的な業務を所掌する支所とする。
- 4 . 教育委員会等各行政委員会については、各関係法令に基づき整備するものとする。
- 5 . 関係市町村内におかれている附属機関等は、原則として統合するものとする。
なお、独自におかれているものについては、その地域性など実態を考慮し整備するものとする。
- 6 . 関係市町村における類似施設については、市民がわかりやすく、かつ、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性の向上を図るため、その呼称を統一する。
- 7 . 新市における事務組織・機構の整備方針については次のとおりとする。

新市における事務組織・機構の整備方針

1. 基本方針

- 住民自治を確立し、住民福祉の向上を図る組織・機構
- 市民に分かりやすく利用しやすい組織・機構
- 市民の声を適正に反映することのできる組織・機構
- 運営の合理化を図り効率的な組織・機構
- 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構
- 指揮命令系統が簡素で明確な組織・機構
- 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構

2. 合併時の機能

本庁は、新市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び支所の所管する区域以外の市域に関する事務及び地域振興策を所掌する。

支所は、一部の管理部門を除き、所管する行政区域の事務の全般を掌る総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として、所管区域の事務及び地域振興策を所掌する。

新市における地域振興策の企画立案並びに新市まちづくり計画の実現については、本庁及び支所が一体となり、市民と協働して進めるものとする。

平成 年 月 日 確認

協定項目 1 2 号 資料

事務組織及び機構の取扱いについて

1. 協議項目の要旨・留意点

- 本庁、支所における事務組織及び機構等の取扱いについて、協議する。
- 住民福祉の増進、運営の合理化、規模の適正化等に留意し、住民サービスの向上を図る。
- 本地区には、島嶼部があることを踏まえ、より機能的な機構に配慮する。
- 市民に対しては、合併前後に著しい変化を与えないように配慮する必要がある。
- 先進例のほとんどが行っているように、協議会で整備方針等を確認し、合併時まで具体的な調整を行うこととする。

2. 提案の理由

- 新市において、より機能的、かつ効果的な組織・機構とするため、整備方針を策定し、その趣旨に沿った内容で提案する。

3. 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成 13 年 1 月 21 日新設合併）

新市の組織・機構は、当面両庁舎の有効活用を図ることを前提に、定員管理の適正化を図りつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、順次段階を追って整備するものとする。

このため、新市発足後は、当面次の 2 段階の措置をとるものとする。なお、出先機関は、当面現行のまま存続するものとする。

また、教育委員会等の行政委員会の委員については、関係法令の定めに従い調整する。

(1) 合併時における組織は、両市の現行組織を基礎として原則そのままの形で統合する。

(2) 平成 13 年 4 月からは、議会事務局のほか、市長部局 9 部、教育委員会部局 2 部の範囲内の新体制とし、課及び係を再編整備する。

< 新市における組織・機構の整備方針 >

地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構

市民の声を適正に反映することができる組織・機構

市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構

指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構

埼玉県さいたま市（平成 13 年 5 月 1 日新設合併）

新市の行政組織・機構は以下の事項を基本として、合併 6 か月前までに調整する。なお、職員定数については現行のとおりとする。

- （ 1 ）市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
- （ 2 ）簡素で効率的な組織・機構
- （ 3 ）新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- （ 4 ）指揮命令系統が明確な組織・機構
- （ 5 ）地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構
- （ 6 ）新たな行政課題を見据えた組織・機構

兵庫県篠山市（平成 11 年 4 月 1 日新設合併）

- (1) 新町の組織及び機構については、「新町行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。
- (2) 新町の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

新町行政組織・機構の整備方針

新町における行政組織・機構は、次により整備するものとする。

新町における行政組織・機構については、事務所の位置は確定したが、庁舎が狭隘であること等により、すべてを統合し、一元化することは困難な状況にある。

しかしながら、合併の主旨をふまえ合併の効果を最大限活かすためには、できる限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。

このため、合併時における組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。

- (1) 町民の声を適正に反映することのできる組織・機構
- (2) 町民が利用しやすい組織・機構
- (3) 指揮命令系統が分かりやすい組織・機構
- (4) 責任の所在が明確な組織・機構
- (5) 新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (6) 簡素で効率的な組織・機構
- (7) 行政課題に即応できる組織・機構
- (8) 緊急時に即応できる組織・機構

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日新設合併）

新市における組織及び機構の整備方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

【総括調整方針】

次の事項を基本として新市の組織機構を整備する。

- （ 1 ）新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織機構
- （ 2 ）市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
- （ 3 ）市民の声を適正に反映することができる組織機構
- （ 4 ）簡素で効率的な組織機構
- （ 5 ）新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- （ 6 ）指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
- （ 7 ）地方分権に柔軟に対応できる組織機構
- （ 8 ）新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構

【個別整備方針】

- （ 1 ）新市の組織は本庁と支所とし、合併時においては 2 市 2 町の現有庁舎を有効活用する。
- （ 2 ）徳山市役所を本庁とし、新南陽市役所、熊毛町役場、鹿野町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置する。
- （ 3 ）本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。
総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、また新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を任務とする。
- （ 4 ）2 市 2 町の支所、出先機関は現行のまま存続する。
- （ 5 ）2 市 2 町に設置されている行政委員会、委員及び附属機関については、原則として統合する。地域性により独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。
また、委員構成等については、2 市 2 町の実状、地域性に配慮し適切な措置を講ずるものとする。

4. 参考法令等（条文等抜粋）

地方自治法（抜粋）

第2条（地方公共団体の法人格とその事務）

- 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- 15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

第138条の3（執行機関の組織の原則）

- 1 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

第138条の4（委員会・委員及び附属機関の設置）

- 1 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。
- 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第155条（支庁・地方事務所・支所等の設置）

- 1 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。
- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

【参考】

地方自治法第4条第2項（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

【行政実例】

支所は市町村内の特定区域を限り主に市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所であり、支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合等であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とする。

（昭和23・11・20行政実例）

第158条（都道府県の局部・分課及び市町村の部課）

7 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

第171条（出納員及び会計職員）

6 普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。

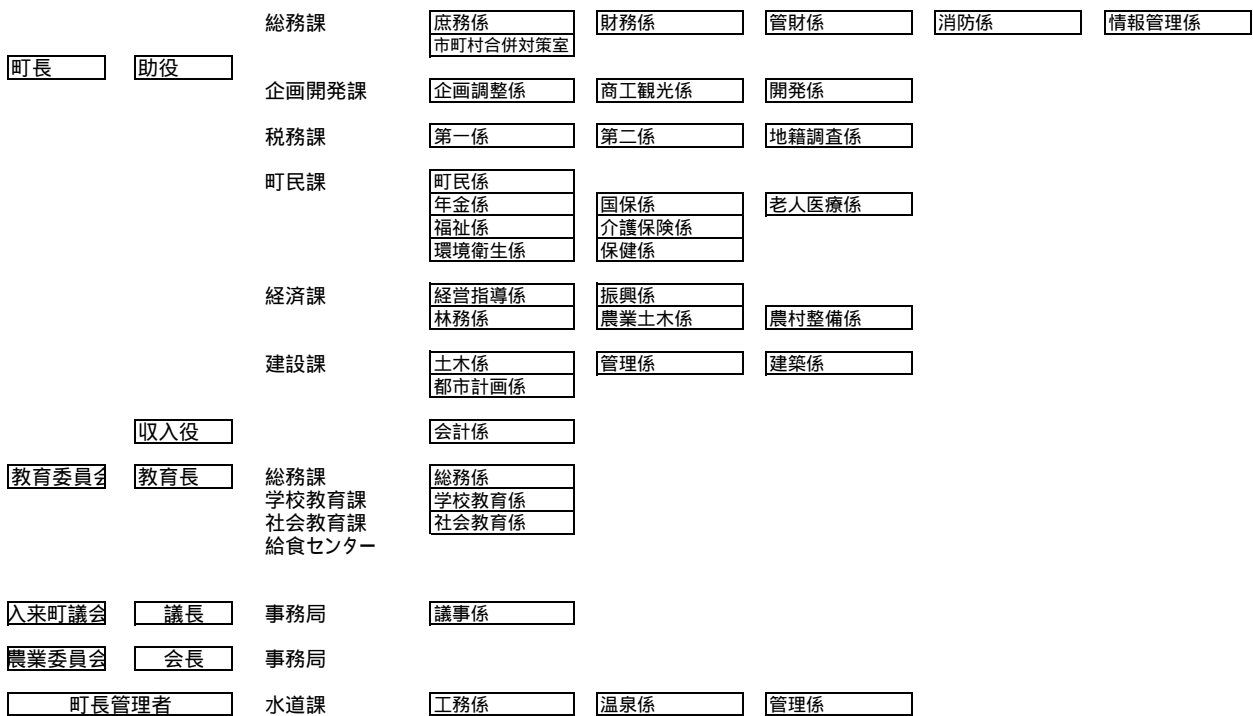
川内市行政組織図

執行機関	市長	事務助役	総務部	総務課 東京事務所 財政課 自治振興課 税務課 市民課	国際交流係 管財用度係 広聴広報係 税制係 家屋係 戸籍係	人事厚生係 財政係 防災係 収納係 住民係	秘書係 市民税係 国民年金係	文書法制係 土地係		
			企画経済部	企画課 市町村合併対策課 情報推進課 農林水産課 商工観光課	男女共同参画係 市町村合併対策係 事務管理係 農政係 水産係 商業運輸係	企画開発係 行政情報係 営農指導係 企業・港振興係	地域情報係 畜産係 観光イベント係	林務係		
			保健福祉部	福祉課 保健所 和光園	社会福祉係 高齢者福祉係 管理係 管理係	看護係	児童福祉係 障害福祉係 (福祉事務所)			
			建設部	土木課 都市計画課 下水道課 用地課 区画整理課 耕地課	国保医療係 市民生活係 施設管理係 予防係 管理係 管理係 計画係 管理係 用地係 区画整理1係 基盤整備係	介護給付係 環境係 保健指導係	原子力対策係 維持係 建築係 住宅係 区画整理3係			
			収入役	教育委員会	教育長	事務局	会計課 教育総務課 学校教育課 社会教育課 文化課 市民スポーツ課	審査出納係 総務係 指導係 管理係 文化振興係 管理係	学校施設係 学事係 社会教育係 文化財係 スポーツ振興係	保健体育係 文学館係 健康スポーツ係
			技術助役	教育機関		中央公民館 歴史資料館 少年自然の家 図書館 視聴覚ライブラリー 給食センター 小学校 中学校 幼稚園	(社会教育課兼) 歴史資料館係 管理係 図書館係 (図書館兼) 管理係	研修指導係 調理係		
			選挙管理委員会	公平委員会	監査委員	農業委員会	固定資産評価審査委員会	水道事業管理者	選挙係 (監査事務局兼) 第1監査係 第2監査係 農政係	業務係 施設係 浄水係
			議決機関	市議会					管理係 給水係 管理係	議事係

樋脇町行政組織図



入来町行政組織図



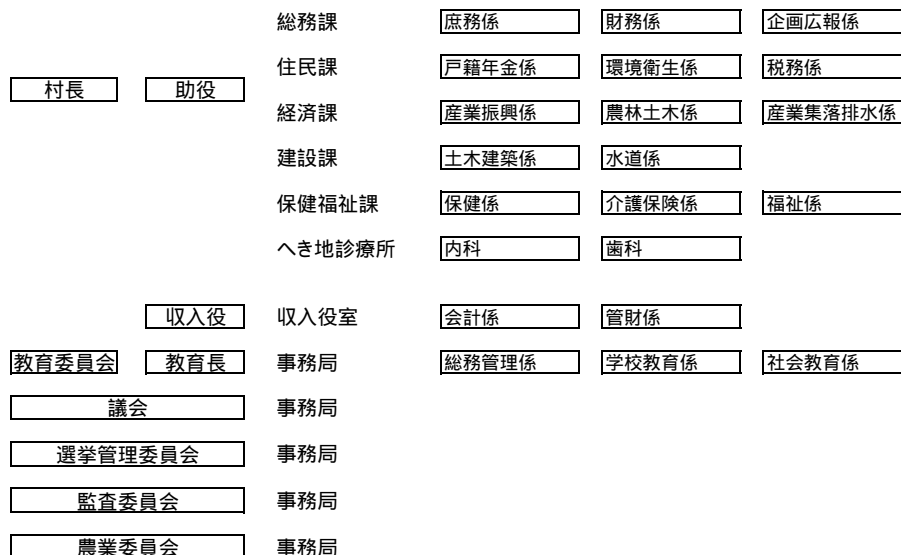
東郷町行政組織図

	総務課	庶務係	合併対策室	財政係	管財係
町長	助役	企画課	企画係	開発係	情報推進係
	税務課	税務係	固定資産税係	地籍調査係	
	町民課	保健衛生係	福祉係	介護保険係	住民係
	経済課	農政係	商工観光係	特産営農係	林務係 耕地係
	建設課	管理係	土木係		
	水道課	水道係	工務係		
	収入役	会計係			
教育委員会	教育長	総務課	総務係		
		学校教育課			
		学校給食共同調理場			
		社会教育課	社会教育係 (派遣社旗教育) (社会教育指導員)		
		学校	幼稚園 小学校 中学校		
議会		事務局	庶務係 監査		
選挙管理委員会			書記		
監査委員会			書記		
農業委員会		事務局	農政農地係		
固定資産評価審査委員会			書記		

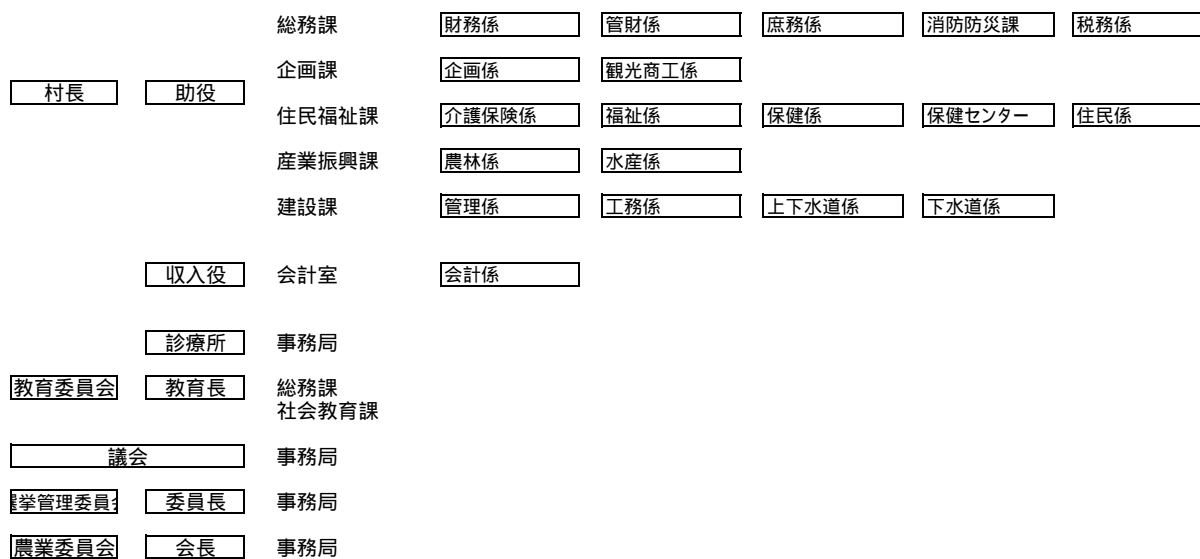
祁答院町行政組織図

	総務課	庶務・財政係	財務係	合併推進係	給与電算係
町長	助役	企画開発課	企画開発係		
	税務課	税務係	地籍係		
	住民課	保健係	国保衛生係	福祉係	戸籍係
	経済課	農政係	耕地係	林政係	休養施設管理係 竜仙館
	建設課	土木管理係			
	水道課	水道係			
	収入役	会計係			
教育委員会	教育長	総務課			
		学校教育課			
		社会教育課	社会教育係		
町議会		事務局	書記		
監査委員			書記		
運営管理委員会			書記		
農業委員会		事務局			

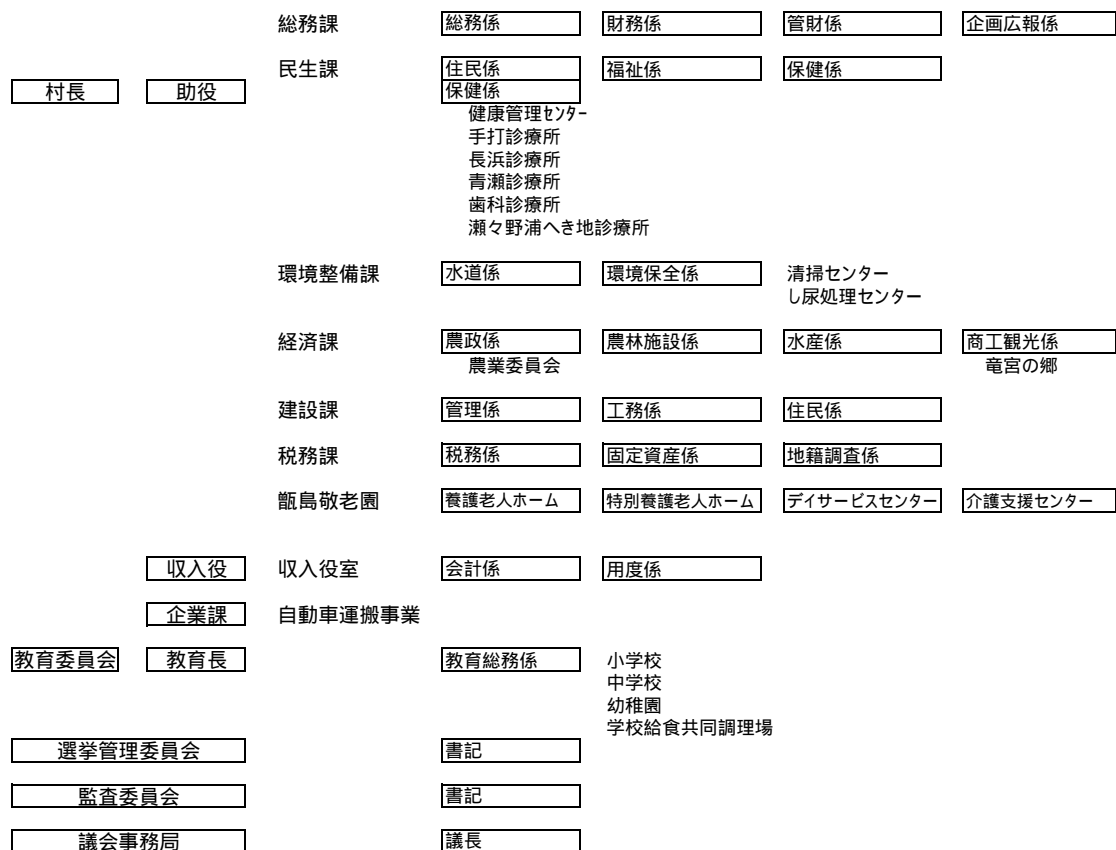
里村行政組織図



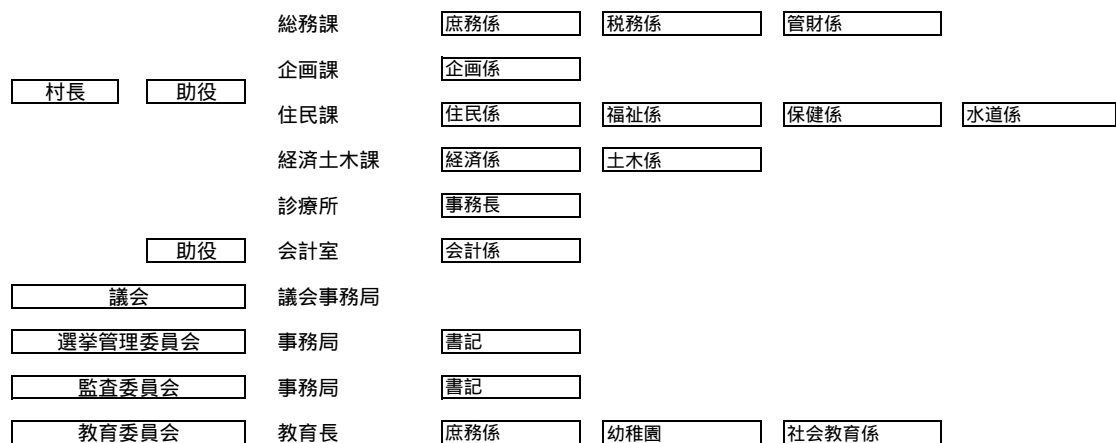
上甕村行政組織図



下甌村行政組織図



鹿島村行政組織図



川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 2 事務組織及び機構の取扱い	【付属機関】	総務部会 人事厚生分科会	
調整方針（案）	関係市町村内におかれている付属機関等については、原則として統合するものとする。 なお、独自におかれているものについては、その地域性などの実態を考慮し整備するものとする。			
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】
<p>1議会（議会事務局）</p> <p>2川内市土地改良事業運営審議会（耕地課）</p> <p>3川内市青少年問題協議会（社会教育課）</p> <p>4川内市住居表示等審議会（都市計画課）</p> <p>5川内市農政企画審議会（農林水産課）</p> <p>6川内市林業振興推進協議会（農林水産課）</p> <p>7川内市特別職報酬等審議会（総務課）</p> <p>8川内市行政改革推進委員会（情報推進課）</p> <p>9川内市総合開発審議会（企画課）</p> <p>10川内市交通災害共済審議会（生活環境課）</p> <p>11川内市非常勤職員等公務災害補償等認定委員会（総務課）</p> <p>12川内市非常勤職員等公務災害補償等審査会（総務課）</p> <p>13川内市予防接種健康被害調査委員会（市民健康課）</p> <p>14川内市同和対策事業審議会（福祉課）</p> <p>15川内市水道事業運営審議会（水道局）</p> <p>16教育委員会（教育委員会）</p> <p>17川内市立学校通学区域・適正規模等審議会（学校教育課）</p> <p>18川内市心身障害児童・生徒就学審議会（学校教育課）</p> <p>19川内市文化財保護審議会（文化課）</p> <p>20川内市立学校給食センター運営審議会（学校給食センター）</p>	<p>1 町議会（議会事務局）</p> <p>2 監査委員（議会事務局）</p> <p>3 樋脇町交通安全町民会議（総務課）</p> <p>4 選挙管理委員会（総務課）</p> <p>5 樋脇町防犯組合連合会（総務課）</p> <p>6 特別職報酬等審議会（総務課）</p> <p>7 行政相談委員（総務課）</p> <p>8 消防費しゅつ金審査委員会（総務課）</p> <p>9 自治公民館連絡協議会（総務課）</p> <p>10 有線放送審議会（企画課）</p> <p>11 ふるさと活性化委員会（企画課）</p> <p>12 定住促進審議会（企画課）</p> <p>13 樋脇町進行計画審議会（企画課）</p> <p>14 固定資産評価委員会（総務課）</p> <p>15 特別土地保有税審議会（総務課）</p> <p>16 民生委員・児童委員（住民課）</p> <p>17 介護保険事業計画策定委員会（住民課）</p> <p>18 保険推進協議会（住民課）</p> <p>19 食生活改善委員会（住民課）</p> <p>20 予防接種健康被害調査委員会（住民課）</p> <p>21 民生委員推薦会（住民課）</p> <p>22 人権擁護委員（住民課）</p> <p>23 保護司会（住民課）</p> <p>24 衛生自治団体連合会（住民課）</p> <p>25 国民健康保険運営協議会（住民課）</p> <p>26 青少年健全自治会議（住民課）</p> <p>27 高齢者サービス調整チーム委員会（住民課）</p> <p>28 樋脇町地域ケア会議（住民課）</p> <p>29 青少年育成推進指導員（住民課）</p> <p>30 青少年問題協議会（住民課）</p> <p>31 水田農業経営確立対策推進協議会（経済課）</p> <p>32 農業振興促進協議会（経済課）</p> <p>33 婦人の館運営委員会（経済課）</p> <p>34 観光進行推進協議会（経済課）</p> <p>35 林業進行推進協議会（経済課）</p> <p>36 除間伐推進委員会（経済課）</p> <p>37 有馬鳥獣対策協議会（経済課）</p> <p>38 農地流動化対策円滑化プロジェクトチーム（経済課）</p> <p>39 都市計画審議会（建設課）</p> <p>40 教育委員会（教育委員会）</p> <p>41 P T A 連絡協議会（教育委員会）</p> <p>42 校外生活指導連絡会（教育委員会）</p> <p>43 子ども会育成連絡協議会（教育委員会）</p> <p>44 文化協会（社会教育課）</p> <p>45 社会教育委員 兼：公民館運営審議会委員（社会教育課）</p> <p>46 文化財保護審議会委員（社会教育課）</p> <p>47 体育指導委員会（社会教育課）</p> <p>48 地区公民館長会（社会教育課）</p> <p>49 体育協会（社会教育課）</p> <p>50 女性団体連絡協議会（社会教育課）</p> <p>51 スポーツ少年団連絡会（社会教育課）</p> <p>52 農業委員会（農業委員会）</p>	<p>1 入来町議会（議会事務局）</p> <p>2 入来町プロジェクトチーム（全課）</p> <p>3 入来町行政改革推進委員会（総務課）</p> <p>4 入来町特別職報酬等審議会（総務課）</p> <p>5 入来町町防犯協議会（総務課）</p> <p>6 入来町防火会議（総務課）</p> <p>7 入来町交通安全母の会（総務課）</p> <p>8 入来町選挙管理委員会（総務課）</p> <p>9 入来町明るい選挙推進協議会（総務課）</p> <p>10 入来町交通安全対策会議（総務課）</p> <p>11 入来町振興計画審議会（企画開発課）</p> <p>12 入来町同和資金融資対策協議会（企画開発課）</p> <p>13 入来町企業誘致推進協議会（企画開発課）</p> <p>14 入来町土地対策委員会（企画開発課）</p> <p>15 入来町観光協会（企画開発課）</p> <p>16 入来町特別土地保有税審議会（総務課）</p> <p>17 入来町納税組合（総務課）</p> <p>18 入来町固定資産評価委員会（総務課）</p> <p>19 入来町民生委員・入来町児童委員（町民課）</p> <p>20 入来町健康づくり推進協議会（町民課）</p> <p>21 入来町介護保険事業計画策定委員会（町民課）</p> <p>22 入来町予防接種健康被害調査委員会（町民課）</p> <p>23 入来町民生委員推薦会（町民課）</p> <p>24 入来町人権擁護委員（町民課）</p> <p>25 入来町食生活改善推進協議会（町民課）</p> <p>26 入来町衛生自治団体連合会（町民課）</p> <p>27 入来町有害鳥獣駆除対策協議会（経済課）</p> <p>28 入来町米生産調整対策推進協議会（経済課）</p> <p>29 入来町特産農産物開発推進委員会（経済課）</p> <p>30 入来町森林整備地域活動支援推進会議（経済課）</p> <p>31 入来町がけ地危険住宅移転促進審議会（建設課）</p> <p>32 入来町教育委員会（教育委員会）</p> <p>33 入来町就学指導委員会（教育委員会）</p> <p>34 入来町立学校通学区域審議会（教育委員会）</p> <p>35 入来町小学校統合問題審議会（教育委員会）</p> <p>36 入来町奨学生選考委員会（教育委員会）</p> <p>37 副田校区青少年問題協議会（教育委員会）</p> <p>38 入来校区青少年問題協議会（教育委員会）</p> <p>39 朝陽校区青少年問題協議会（教育委員会）</p> <p>40 大馬越校区青少年問題協議会（教育委員会）</p> <p>41 入来商業高校振興対策協議会（教育委員会）</p> <p>42 入来町社会教育委員の会兼公民館運営審議会（社会教育課）</p> <p>43 入来町公民館分館運営委員審議会（社会教育課）</p> <p>44 入来町社会教育指導員（社会教育課）</p> <p>45 入来町文化財保護審議会（社会教育課）</p> <p>46 入来町伝統的建造物群保存地区保存審議会（社会教育課）</p> <p>47 入来町郷土館運営審議会（社会教育課）</p> <p>48 入来町図書館運営審議会（社会教育課）</p> <p>49 入来町立小学校及び中学校の施設の開放に関する運営協議会（社会教育課）</p> <p>50 入来町体育指導員会（社会教育課）</p> <p>51 入来町青少年問題協議会（社会教育課）</p> <p>52 入来町学校給食センター運営審議会（学校給食センター）</p>	<p>1 議会（議会事務局）</p> <p>2 監査委員（議会事務局）</p> <p>3 特別報酬審議会（総務課）</p> <p>4 ふるさとづくり促進審議会（企画課）</p> <p>5 合併研究懇話会（総務課）</p> <p>6 固定資産評価審議会（総務課）</p> <p>7 選挙管理委員会（総務課）</p> <p>8 明るい選挙推進協議会（総務課）</p> <p>9 農業委員会（農業委員会事務局）</p> <p>10 社会教育委員会（社会教育課）</p> <p>11 教育委員会（教育委員会総務課）</p> <p>12 公民館運営審議会（社会教育課）</p> <p>13 文化財保護審議会（社会教育課）</p> <p>14 スポーツ振興審議会（社会教育課）</p> <p>15 体育指導委員会（社会教育課）</p> <p>16 学校給食運営審議会（学校給食共同調理場）</p> <p>17 東郷町観光協会（経済課）</p> <p>18 民生委員・児童委員（町民課）</p> <p>19 特別土地保有税審議会（総務課）</p> <p>20 地籍調査推進協議会（総務課）</p> <p>21 予防接種健康被害調査委員会（町民課）</p> <p>22 農政審議会（経済課）</p> <p>23 消防費しゅつ金等審査委員会（総務課）</p> <p>24 防火会議（総務課）</p> <p>25 水防会議（総務課）</p> <p>26 青少年問題協議会（町民課）</p> <p>27 振興計画審議会（企画課）</p> <p>28 老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（町民課）</p> <p>29 行政改革推進委員会（総務課）</p> <p>30 水道運営審議会（水道課）</p> <p>31 土地対策委員会（企画課）</p> <p>32 国民健康保険運営協議会（町民課）</p>	<p>1 町議会（議会事務局）</p> <p>2 監査委員（議会事務局）</p> <p>3 特別報酬審議会（総務課）</p> <p>4 行政改革推進委員会（総務課）</p> <p>5 選挙管理委員会（総務課）</p> <p>6 防火会議（総務課）</p> <p>7 消防費しゅつ金審査委員会（総務課）</p> <p>8 災害対策本部（総務課）</p> <p>9 交通安全対策会議（総務課）</p> <p>10 祁答院町土地対策委員会（企画開発課）</p> <p>11 祁答院町長期策定審議会（企画開発課）</p> <p>12 固定資産評価委員会（総務課）</p> <p>13 特別土地保有税審議会（総務課）</p> <p>14 民生委員・児童委員（住民課）</p> <p>15 祁答院町青少年問題協議会（住民課）</p> <p>16 祁答院町老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（住民課）</p> <p>17 予防接種健康被害調査委員会（住民課）</p> <p>18 民生委員推薦会（住民課）</p> <p>19 国民健康保険運営協議会（住民課）</p> <p>20 町地域ケア会議（住民課）</p> <p>21 祁答院町農業金融運営協議会（経済課）</p> <p>22 がけ下危険住宅移転促進審議会（建設課）</p> <p>23 建設工事入札者指名のための資格者推薦委員会（建設課）</p> <p>24 温泉審議会（水道課）</p> <p>25 教育委員会（教育委員会）</p> <p>26 町障害児就学指導委員会（教育委員会）</p> <p>27 町スポーツ振興審議会（社会教育課）</p> <p>28 町社会教育委員（教育委員会）</p> <p>29 町社会教育委員（教育委員会）</p> <p>30 町体育指導委員会（社会教育課）</p> <p>31 町公民館運営審議会（社会教育課）</p> <p>32 町文化財保護審議会（社会教育課）</p> <p>33 農業委員会（農業委員会事務局）</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 2 事務組織及び機構の取扱い	【付属機関】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針（案）			
里村	上甌村	下甌村	鹿島村
【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】
1 村議会（議会事務局） 2 監査委員（議会事務局） 3 行政改革推進委員会（総務課） 4 公平委員会（総務課） 5 選挙管理委員会（総務課） 6 明るい選挙推進委員会（総務課） 7 振興計画審議会（総務課） 8 特別職報酬等審議会（総務課） 9 行政相談委員（総務課） 10 交通安全村民会議（総務課） 11 防災会議（総務課） 12 郷土誌編さん委員会（総務課） 13 固定資産評価委員会（住民課） 14 人権擁護委員（住民課） 15 国民健康保険運営協議会（住民課） 16 民生委員推薦会（保健福祉課） 17 保護司会（保健福祉課） 18 民生委員・児童委員（保健福祉課） 19 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（保健福祉課） 20 健康づくり推進協議会（保健福祉課） 21 予防接種健康被害調査委員会（保健福祉課） 22 食生活改善推進員協議会（保健福祉課） 23 地域ケア会議（保健福祉課） 24 農業委員会（経済課） 25 水産業振興協議会（経済課） 26 下水道推進協議会（経済課） 27 国民宿舍こしきしま社跡利用検討委員会（経済課） 28 農業振興地域整備促進協議会（経済課） 29 自治公民館館長連絡協議会（教育委員会） 30 教育委員会（教育委員会） 31 社会教育委員（教育委員会） 32 青少年育成推進指導員（教育委員会） 33 体育指導員（教育委員会） 34 体育協会（教育委員会） 35 婦人会（教育委員会） 36 文化財保護委員会（教育委員会） 37 学校給食共同調理場運営委員会（教育委員会） 38 子ども会育成連絡協議会（教育委員会） 39 障害児就学指導委員会（教育委員会） 40 スポーツ少年団連絡会（教育委員会）	1 村議会（議会事務局） 2 監査委員（議会事務局） 3 行政改革推進委員会（総務課） 4 公平委員会（総務課） 5 選挙管理委員会（総務課） 6 明るい選挙推進委員会（総務課） 7 防犯協会（総務課） 8 特別職報酬等審議会（総務課） 9 行政相談委員（総務課） 10 消防賞しゅつ金審査委員会（総務課） 11 総合振興計画審議会（企画課） 12 土地開発公社社審議委員会（企画課） 13 上甌村自然保護審議委員会（企画課） 14 マラソン大会実行委員会（企画課） 15 固定資産評価委員会（総務課） 16 納税貯蓄組合（総務課） 17 特別土地保有税審議会（総務課） 18 民生委員・児童委員（住民福祉課） 19 上甌村老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（住民福祉課） 20 上甌村高齢者福祉施策計画委員会（住民福祉課） 21 上甌村障害者福祉計画策定検討委員会（住民福祉課） 22 予防接種健康被害調査委員会（住民福祉課） 23 民生委員推薦会（住民福祉課） 24 人権擁護委員（住民福祉課） 25 国民健康保険運営協議会（住民福祉課） 26 国民年金協会（住民福祉課） 27 農業委員会（産業振興課） 28 上甌村構造政策会議（産業振興課） 29 みどり推進協議会（産業振興課） 30 上甌村交通安全対策会議（企画課） 31 教育委員会（教育委員会） 32 村心身障害児就学指導委員（教育委員会） 33 共同調理場運営委員（教育委員会） 34 社会教育委員（教育委員会） 35 社会教育指導員（教育委員会） 36 体育指導委員（教育委員会） 37 文化財保護審議委員会（教育委員会）	1 村議会（議会事務局） 2 監査委員（議会事務局） 3 行政組織等改善対策審議会（総務課） 4 公平委員会（総務課【委託】） 5 選挙管理委員会（総務課） 6 総合計画審議会（総務課） 7 特別職報酬等審議会（総務課） 8 行政相談委員（総務課） 9 消防賞しゅつ金審査委員会（総務課） 10 役場連絡員会（総務課） 11 固定資産評価委員会（税務課） 12 納税貯蓄組合（税務課） 13 民生委員・児童委員（民生課） 14 予防接種健康被害調査委員会（民生課） 15 民生委員推薦会（民生課） 16 人権擁護委員（民生課） 17 国民健康保険運営協議会（民生課） 18 農業委員会（経済課） 19 沿岸漁業構造改善協議会（経済課） 20 交通安全対策会議（総務課） 21 教育委員会（教育委員会） 22 社会教育委員（教育委員会） 23 文化財保護審議会（教育委員会） 24 体育指導員（教育委員会） 25 青少年問題協議会（民生課） 26 共同調理場運営委員（教育委員会）	1 村議会（議会事務局） 2 監査委員（議会事務局） 3 行政組織等改善対策審議会（総務課） 4 選挙管理委員会（総務課） 5 明るい選挙推進委員会（総務課） 6 防災会議（総務課） 7 特別職報酬等審議会（総務課） 8 行政相談委員（総務課） 9 区長会（総務課） 10 固定資産評価委員会（総務課） 11 特別土地保有税審議会（総務課） 12 交通安全対策会議（企画課） 13 振興計画審議会（企画課） 14 民生委員・児童委員（住民課） 15 予防接種健康被害調査委員会（住民課） 16 民生委員推薦会（住民課） 17 人権擁護委員（住民課） 18 保護司会（住民課） 19 国民健康保険運営協議会（住民課） 20 国民年金推進委員会（住民課） 21 教育委員会（教育委員会） 22 社会教育委員（教育委員会） 23 文化財審議会（教育委員会） 24 体育指導員（教育委員会）

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 2 事務組織及び機構の取扱い		【付属機関】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針（案）				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
		53 入来町隣保館運営審議会（町民課） 54 入来町地域ケア会議（町民課） 55 入来町行政合理化委員会（総務課） 56 入来町災害対策本部（総務課） 57 入来町水防協議会（総務課） 58 入来町交通安全対策会議（総務課） 59 入来町職員安全衛生委員会（総務課） 60 入来町地籍調査推進委員会（税務課） 61 入来町社会教育委員会（社会教育課） 62 入来町国民健康保険運営協議会（町民課） 63 入来町農業構造改善事業協議会（経済課） 64 入来町農村地域工業導入促進審議会（経済課） 65 入来町農村総合整備事業推進協議会（経済課） 66 入来町農業振興地域整備促進協議会（経済課） 67 入来町林業構造改善事業協議会（経済課） 68 入来町林業振興推進協議会（経済課） 69 入来町都市計画審議会（建設課） 70 入来町都市計画事業温泉場土地区画整理審議会（建設課） 71 入来町都市計画事業温泉場土地区画整理評価委員会（建設課）		
里村	上甑村	下甑村	鹿島村	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	12 事務組織及び機構の取扱い	【公共施設呼称(類似施設)】	総務部会 事務管理分科会
調整方針(案)	関係市町村における類似施設については、市民が分かりやすく、かつ、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性向上を図るため、その呼称を統一する。		

施設区分	新たな施設名	現在の施設名	備 考
1 本庁舎	本庁・支所	川内市役所 樋脇町役場 入来町役場 東郷町役場 祁答院町役場 里村役場 上甌村役場 下甌村役場 鹿島村役場	支所:一部管理部門を除いた総合的な業務を行う支所とする。
2 支所・出張所	出張所	祁答院町黒木支所 祁答院町蘭牟田支所 樋脇町市比野出張所	
3 し尿処理施設	環境センター	西薩環境センター 下甌村し尿処理場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
4 清掃施設	クリーンセンター	川内市クリーンセンター 上甌市クリーンセンター 下甌村清掃センター 鹿島村ごみ焼却場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
5 火葬施設	葬斎場	川内市葬斎場 甌島衛生管理組合火葬場(里) 平良火葬場 下甌村火葬場 鹿島村葬斎場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
6 下水道処理施設	浄化センター	川内市宮里処理場 中甌中野浄化センター(上甌) 片野浦処理施設 鹿島村地域し尿処理施設	有人施設
7 幼稚園施設	幼稚園 現在のとおり	(各市町村立) 幼稚園 小学校付属幼稚園	
8 保育所施設	保育園	川内市立保育所 里村へき地保育所	
9 健康保健増進等施設	保健センター 現市町村名に「保健センター」を続ける。 例:東郷町保健センター 東郷保健センター	保健センター(川内・入来・東郷・祁答院・上甌) 保健福祉センター(樋脇) 健康管理センター(下甌)	すこやかふれあいプラザ等の呼称は施設名に続き使用できる。
10 主な老人福祉施設	高齢者福祉センター 現市町村名に「高齢者福祉センター」を続ける。	入来町高齢者福祉センター 里村高齢者生活福祉センター 上甌村老人福祉センター 下甌村高齢者生活福祉センター 鹿島村高齢者生活福祉センター	

施設区分	新たな施設名	現在の施設名	備 考
11 診療所	診療所	診療所(川内・黒木・祁答院・里・上甌・下甌・鹿島)	
12 総合運動公園	総合運動公園	総合運動公園(川内・樋脇・上甌) 総合体育施設(東郷)	
13 その他体育施設	現市町村名に体育施設名を続ける。 例:上甌村立体育館 上甌体育館	総合体育館・体育センター・武道館・弓道場・庭球場・運動公園・グラウンド・プール・B & G海洋センター・ゲートボール場等	サンアリーナせんだい等の呼称は施設名に続き使用できる。
14 主な勤労者福祉施設	勤労者福祉センター 青少年ホーム 共同福祉施設	入来勤労者福祉センター 川内市勤労者青年ホーム 東郷共同福祉施設 祁答院共同福祉施設	アミティプラザ東郷等の呼称は施設名に続き使用できる。
15 給食施設	給食センター	給食センター(川内・樋脇・入来) 共同調理場(東郷・祁答院・下甌・鹿島村)	
16 ホール施設	文化ホール	川内市民会館 入来町文化ホール	サンフラワーいりき等の呼称は施設名に続き使用できる。
17 中央公民館	生涯学習センター 現市町村名に「生涯学習センター」を続ける。 例:樋脇町中央公民館 樋脇生涯学習センター	中央公民館 祁答院町農村環境改善センター	
18 郷土資料施設	郷土館	郷土館(樋脇・入来) 郷土資料館(上甌) 歴史民族資料館(下甌)	
19 (地区・校区)公民館	地区コミュニティセンター 現地区名に「地区コミュニティセンター」を続ける。	地区公民館・校区公民館・自治公民館・コミュニティセンター・集会所・地区集会所等	

上記施設は関係市町村施設のうち主なものであり、同類で異なる呼称のものを列挙した。
一部事務組合施設については便宜的に新市施設として列挙しているが、今後事務組合等との協議により検討されるものである。

提案第14号 合併協定項目12号「事務組織及び機構の取扱い」について

【平成15年 9月25日 追加分】

参 考 資 料

【新市組織（案）】

新市組織（案）について

平成15年8月28日提案した「事務組織及び機構の取扱い」議案に基づき別紙のとおり新市組織（案）を追加資料とし、これに伴い、「事務組織・機構の基本方針（案）」に変更が生じたため併せて提出する。

なお、組織体系（案）については、今後、職員の定数や職務、職階、事務分掌等の詳細な調整により確定され、最終的には新市の部課設置条例等の整備により、完了するもので、合併時までは案として取り扱うこととする。

事務組織・機構の基本方針（案）

1. 基本的な考え方

- ・新庁舎建設までの間は、現川内市役所を本庁とし、現在の4町4村の役場を支所とする。構成市町村内に現在ある支所・出張所については、出張所とする。
- ・支所については、住民サービスの低下を招かないよう配慮し、一部の管理部門を除き、概ね現行どおりの総合的な業務を所掌する支所とする。
- ・組織機構は、市民に混乱のないよう段階的に再編整備することとする。

2. 組織構築の考え方

- (1) 住民自治を確立し、住民福祉の向上を図る組織・機構
 - ・住民自らが地域づくりの主役となり、地域づくりに参加できるような横断的な自治組織の体制を確立するために「地区コミュニティ協議会制度」を導入する。
 - ・本庁に「コミュニティ課」、支所に「地域振興課」をおき、地域づくり活動やボランティアの支援等を行うとともに地域の要望に的確に対応する。
- (2) 市民に分かりやすく利用しやすい組織・機構
 - ・各支所には、窓口業務をはじめ、地域に密着した「地域振興課」・「市民福祉課」等のほか事業担当課を配置する。
 - ・市民による生涯学習活動の支援と効果的な施策の実施体制を確立するため、「生涯学習課」を設置する。
 - ・関係市町村にある類似施設については、その呼称を統一し、新市の一体感の醸成と広報及び施設利用等の利便性を図る。
 - ・本庁と支所、さらに公共施設間の情報ネットワークを構築し、いつでもどこでもリアルタイムに新市の情報を収集できるような体制の整備を進める。
- (3) 市民の声を適正に反映することができる組織・機構
 - ・地区住民自らが、地区の特色を活かしながら、その地区の将来がどうあるべきかを話し合い、「地区振興計画」を策定するために「地区コミュニティ協議会制度」を導入し、その支援を進めるため、本庁に「コミュニティ課」、支所に「地域振興課」を設置する。
 - なお、「地区振興計画」は、市民の声として新市の総合計画等策定の参考とし、適正に反映させるものとする。
- (4) 運営の合理化を図り効率的な組織・機構
 - ・行財政の適正な運営を進めるため、「企画政策部」に「行政改革推進課」を設置するとともに、各部の筆頭課に事業調整を担当する係を設置し、新市総合計画や各種政策の総合的な進行管理を行う。

- (5) 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ・市政の総合企画及び総合調整、行政マネジメント体制の強化を図り、計画の実効性を高めるため、「企画政策部企画政策課」でその総合調整を進めるとともに、合併移行事務調整を行うための「行政改革推進課合併調整係」や各部筆頭課に事務事業調整を行うための係を配置するものとする。
 - ・新市まちづくり計画新市一体化躍動プランの交流活力の創生に向け、新市経済圏の創出や市内外との交流促進のために農林水産・商工観光を所掌する「産業経済部」を配置する。
 - ・企業誘致や港湾振興、ポートセールスなど誘致活動を総合的に行う「企業立地推進室」や各種イベントコンベンション・スポーツ大会の誘致やフィルムコミッションなど新市を広くアピールし来訪者等を増やすための「観光課」を配置する。
- (6) 指揮命令系統が簡素で明確な組織・機構
- ・各部の部長と支所長を部長級とし、部長・支所長の指揮監督のもと課長の責任と権限を明確にし、成果重視の事務執行を行う。
 - ・職の権限を明確にするとともに各支所、部、課へ権限を移譲し、支所の職務機能の充実を図る。緊急性を伴う事務事業等については、迅速かつ的確に対処できるようにする。
- (7) 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- ・今後の権限移譲に対応できるように、専門職員の資質向上や行政課題、住民ニーズに即応できる体制の整備を行う。
 - ・管理部門の統合・一元化を図り、スケールメリットを活かした住民密着型の体制整備を進める。
- (8) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構
- ・合併により、調整された新市の事務事業がスムーズに移行されるよう企画政策部に合併進行管理の業務を行う係を配置するとともに、各部筆頭課に合併移行事務調整の業務を行う係を配置し、移行事務の適正な進行管理に努める。
 - ・合併効果による、職員の専門性を高めるため、「人材育成基本方針」及び「職員研修計画」の策定を検討する。
- また、合併後速やかに「定員適正化計画」を策定し、おおよそ10年間で職員定数の適正化を目指す。
- ・市民の視点に立った成果重視の行政を進めるため「企画政策部」に「行政改革推進課」を設置するとともに、公共工事の適正な執行、管理監督を行うため、工事検査を行う助役直属の「工事検査監」を配置する。

新市組織（案）

組織(案)は、条例・例規を整えられるまで調整・変更される場合があります。係名の長い係は名称を再検討する場合があります。

<本庁>

市長	助役	総務部	総務課 秘書室 東京事務所 文書法制課 防災交通課 財務課 税務課 収納課	総務係 秘書係 文書係 法制係 防災係 交通安全係 財務係 管財係 契約係 税制係 市民税係 土地係 家屋係 収納1係 収納2係	
		支所(8)	企画政策部	企画政策課 企業立地推進室 行政改革推進課 コミュニティ課 情報政策課 市民課	政策係 特定計画係 甌島振興係 男女共同参画係 国際交流係 企業立地係 行政評価係 合併調整係 コミュニティ係 広聴広報係 地域情報係 行政情報係 市民生活係 戸籍係 住民係
		市民福祉部	福祉課	福祉係 援護係 児童福祉係	
		福祉事務所	川内保育園 高齢・障害福祉課 養護老人施設和光園	管理係 高齢者福祉係 身障福祉係 障害福祉係 管理係	
			市民健康課	健康指導係 地域医療係	
			環境課	環境保全係 原子力安全対策係 環境衛生係 廃棄物対策係 環境施設整備係 管理係 業務係	
			国保介護課	施設管理係 国保給付係 老人給付係 介護調査認定係 介護給付係 介護予防係	
		産業経済部	農政畜産課 耕地課 林務水産課 商工振興課 観光課	農業振興係 経営指導係 畜産振興係 基盤整備係 施設維持係 林業振興係 水産振興係 商工業振興係 交通運輸係 観光振興係 観光施設係	
		建設部	建設調整課 建設整備課 建設維持課 都市計画課 天辰区画整理事務所 建築住宅課 用地課	建設調整係 道路橋梁係 河川港湾公園係 係名の長い係については名称を再検討する 管理係 道路橋梁維持係 河川港湾公園維持係 都市計画係 区画整理係 天辰地区係 住宅管理係 建築係 用地登記係 地籍調査係	
			工事検査監	工事検査係	
		消防局	総務課 警防課 予防課 消防団課 中央署 南部分署 上甌分駐所 下甌分駐所 西部署 東部署 祁答院分署	企画人事係 管理係 施設整備係 第1通信指令係 第2通信指令係 警防係 救急救助係 予防調査係 危険物係 消防団係 予防係 第1部隊 第2部隊 第1部隊 第2部隊 第1部隊 第2部隊 第1部隊 第2部隊	
		収入役	会計課	出納係 審査係	
		教育長	教育部	教育総務課 学校教育課 小・中学校、幼稚園 学校給食課 (給食センター) 生涯学習課 (生涯学習センター) 図書館・視聴覚ライブラリー 少年自然の家 文化振興課 歴史資料館・文学館 スポーツ振興課	総務係 施設管理係 指導係 学事係 保健体育係 管理係 給食係 生涯学習係 社会教育係 図書館係 管理係 研修指導係 文化振興係 文化財係 学芸係 管理係 スポーツ振興係 健康スポーツ係
		上下水道 事業管理者	水道局	管理課 上水道課 下水道課	管理係 業務係 給水係 施設係 排水係 処理係
		交通事業管理者			
		市議会	事務局	議事調査課 議事係 調査係 選挙係 第1監査係 第2監査係 農政係 農地係 農業者年金係	
			選挙管理委員会		
			公平委員会		
			監査委員		
			農業委員会		
			固定資産評価審査委員会		

<桶淵支所> 地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係 市比野出張所 市民福祉課 市民係 福祉係 健康推進係(桶淵保健センター) 環境係 保険係 産業課 農政畜産係 耕地林務係 商工観光係 建設課 建設係 建築住宅係 用地係	<入来支所> 地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係 市民福祉課 市民係(入来会館) 福祉係 健康推進係(入来保健センター) 環境係 保険係 産業課 農政畜産係 耕地林務係 商工観光係 建設課 建設係 建築住宅係 用地係 地籍調査係 入来区画整理事務所 温泉場地区係	<東郷支所> 地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係 市民福祉課 市民係 福祉係 健康推進係(東郷保健センター) 環境係 保険係 産業課 農政畜産係 耕地林務係 商工観光係 建設課 建設係 建築住宅係 用地係 地籍調査係	<祁答院支所> 地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係 黒木出張所 關半田出張所 市民福祉課 市民係 福祉係 健康推進係(祁答院保健センター) 環境係 保険係 産業課 農政畜産係 耕地林務係 商工観光係 (竜仙館・特産品加工センター) 建設課 建設係 建築住宅係 用地係 地籍調査係
会計課分室-会計係	会計課分室-会計係	会計課分室-会計係	会計課分室-会計係
教育総務課 教育総務係 小・中学校、幼稚園 給食センター(学校給食係) 学校教育課 生涯学習課 社会教育係 健康スポーツ係	教育総務課 教育総務係 小・中学校、幼稚園 給食センター(学校給食係) 学校教育課 生涯学習課 社会教育係 健康スポーツ係 入来麓地区伝建係	教育総務課 教育総務係 小・中学校、幼稚園 給食センター(学校給食係) 学校教育課 生涯学習課 社会教育係 健康スポーツ係	教育総務課 教育総務係 小・中学校、幼稚園 学校教育課 生涯学習課 社会教育係 健康スポーツ係
水道課 水道係 温泉係	上下水道課 上下水道係 温泉係 工業用水係	水道課 水道係	上下水道課 上下水道係
<里支所> 地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係 市民福祉課 市民係 福祉係 健康推進係 環境係(上甌島クリンセンター) 保険係 里診療所 産業課 農林係 水産振興係 商工観光係 建設水道課 建設用地係 建築住宅係 水道係	<上甌支所> 地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係 市民福祉課 市民係 福祉係 健康推進係(上甌保健センター) 環境係(下甌クリンセンター) 保険係 甌島中央診療所 (介護サービス事業所) 産業課 農林係 水産振興係 商工観光係(かのこ) 建設水道課 建設用地係 建築住宅係 上下水道係	<下甌支所> 地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係 市民福祉課 市民係 福祉係 健康推進係(下甌保健センター) 環境係(下甌クリンセンター) 保険係 手打診療所 長浜診療所 下甌歯科診療所 養護老人施設敬老園 (介護サービス事業所敬老園) 産業課 農林係 水産振興係 商工観光係(竜宮の里・おとひめ) 建設水道課 建設用地係 建築住宅係 地籍調査係 上下水道係	<鹿島支所> 地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係 市民福祉課 市民係 福祉係 健康推進係 環境係(鹿島クリンセンター) 保険係 鹿島診療所 産業課 農林係 水産振興係(加工センター) 商工観光係 建設水道課 建設用地係 建築住宅係 上下水道係
会計課分室-会計係	会計課分室-会計係	会計課分室-会計係	会計課分室-会計係
教育課 教育総務係 社会教育係 小・中学校、幼稚園 給食センター	教育課 教育総務係 社会教育係 小・中学校、幼稚園 給食センター 学校教育課 上甌バス事業所	教育課 教育総務係 社会教育係 小・中学校、幼稚園 給食センター 学校教育課 下甌バス事業所	教育課 教育総務係 社会教育係 小・中学校、幼稚園 給食センター

国民健康保険事業の取扱いについて

合併協定項目19号「国民健康保険事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案）】

国民健康保険事業の取扱いについて

- 1 国民健康保険税の取扱いについて、合併年度は1市4町4村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。
関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 賦課方式、税率については、新市において国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう医療費の動向を見ながら合併までに調整する。
 - (2) 賦課限度額、軽減割合、納税義務の発生・消滅に伴う賦課については、関係市町村全て同じのため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 - (3) 賦課期日、納期、減免については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。
 - (4) 納付書の発送方法については、郵送を基本にして合併までに総合的に調整する。
- 2 保険給付関係事業で、関係市町村で差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 国保財政調整基金は、市町村によって基金残高にかなりの差があるため、適切な額を持ち寄るなどの調整をする。また、基金については、合併時に、新たに制度を制定する。
 - (2) 国民健康保険運営協議会の委員の定数及び報酬については、合併までに調整する。

- (3) 高額医療費貸付事業は、支払い基準を統一し、川内市の例により調整する。
- (4) 各種検診補助は、市町村によって差異があるため、新市において速やかに調整する。
- (5) 出産・葬祭に関する給付は、甕島4村との差異があり、合併時に、川内市の例により調整する。

平成 年 月 日 確認

国民健康保険事業の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

国民健康保険は、市町村が保険者となり、被保険者(住民)から保険税を徴収して運営している。各市町村で、保険税率や賦課徴収に差異がある。

合併した場合は、ひとつの自治体として運営することになり、取扱いの統一に向けた検討が必要である。

国民健康保険事業については、基本的に健全で円滑な運営を確保するよう調整する。

市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、構成市町村で均衡の保たれた制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。

2 提案の理由

新市における一体性の確保、負担の公平性、財源確保の視点で調整を行う。

国民健康保険事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進する。

3 協定(協議)先進事例

兵庫県篠山市(平成11年4月1日新設合併)

- (1) 国民健康保険税率については、合併時に統一を図る。ただし、急激な負担増加とならないように調整に努める。
- (2) 国民健康保険税の賦課及び減額については、現行のとおりとする。
- (3) 財政調整基金については、合併時に適正な額を持ち寄る。
- (4) 国民健康保険税の納期については、現行のとおりとし、納期前納付奨励金については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
- (5) 督促手数料については、笹山町の例による。
- (6) 保険給付事業については、現行のとおりとする。
- (7) 保険事業については、合併時に調整する。ただし、健康審査にかかる補助については、篠山町の例によるものとし、2時間人間ドック補助については今田町の例による。

東京都西東京市(平成13年1月21日新設合併)

- (1) 賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。
- (2) 保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定するものとする。
- (3) 納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

- (1) 保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて統一を図る。
- (2) 納税義務の発生、消滅等に伴う賦課及び督促手数料、保険給付事業、疾病予防については、現行のとおりとする。
- (3) 軽減割合は、7割軽減・5割軽減・2割軽減を適用する。
- (4) 納期は、保険税額を考慮し、適正な納期で統一を図る。
- (5) 納期前納付報奨金は、廃止で統一する。
- (6) 国保運営協議会は、新市において新たに設置する。
- (7) 保険事業と健康教育については、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施内容については、統一を図る。
- (8) 人間ドック補助は、新市においても実施する。ただし、実施形態及び補助額等については、統一を図る。
- (9) 財政調整基金は、合併時に全額を持ち寄る。
- (10) 高額療養費資金貸付については、新市においても実施する。なお、基金の額は15,000,000円とし、貸付額は現行のとおりとする。

山口県周南市（平成15年4月21日新設合併）

- (1) 賦課形態は、徳山市の例により、保険料とする。
- (2) 賦課方式は、熊毛町の例により均等割、平等割、所得割の3方式とする。
- (3) 賦課割合は、現行の平準化方式とし、料率を統一する。ただし、急激な負担増に配慮し、財政支援措置を講ずることとするが、金額は財政企画で定めることとし、期間については3年限度を目安とする。
- (4) 納付回数は、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、納期については、別に調整する。
- (5) 納入（納税）組合は、廃止の方向で検討する。
- (6) 任意給付、はりきゅう施術費の支給は、徳山市、新南陽市の例により調整する。
- (7) 人間ドック検診費助成は、熊毛町の例により調整する。
- (8) 高額療養費貸付は、徳山市の例により調整する。
- (9) 国民健康保険診療所は、現行のまま新市に引き継ぐ。
介護分の保険料は、国民健康保険料（医療分）の取扱いに準じ調整する。

郡上郡町村合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）

【保険税賦課関係】

- (1) 国民健康保険税率については不均一課税とし、健全で円滑な運営を確保するため、適正な負担額となるよう5年間を目標に調整する。
- (2) なお、軽減割合は、7割軽減、5割軽減、2割軽減を適用（応能応益割合は55対45を満たす。）することとする。
- (3) 納期については、八幡町、美並村、和良村の例により10期割とする。

【保険給付・助成関係】

- (1) 葬祭費は、1件につき3万円とする。
その他の給付内容については、7町村に相違がないため現行のとおりとする。
- (2) 高額療養費の貸付限度額については、八幡町の例により150万円とする。
- (3) 現在実施している保健事業は、合併時までには内容の統一を図り実施する。

【基金】

7町村の保有する基金については調整額を定め、適正な保有額となるよう合併時までには調整し、新市に引き継ぐものとする。

【国民健康保険運営協議会】

国民健康保険運営協議会の委員については、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって21名とする。

4 参考法令等（条文等抜粋）

国民健康保険法(昭和 33 年 12 月 27 日法律第 192 号)

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（国民健康保険）

第 2 条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付とするものとする。

（特別会計）

第 10 条 市町村は、国民健康保険に関する収入及び収支について、政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

第 28 条 保険者は、健康教育、健康相談、健康審査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付その他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付その他の必要な事業を行うことができる。

地方税法(昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号)

(国民健康保険税)

第 703 条の 4 国民健康保険を行う市町村は、国民健康保険に要する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。

2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第 9 条第 2 号の規定する被保険者であるものにつき算定した介護給付金課税額の合算額とする。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		19 国民健康保険事業の取扱い			【国民健康保険税】	総務部会 税務分科会	
調整方針（案）		国民健康保険税の取扱いについて、合併年度は1市4町4村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。 関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 賦課方式、税率については、新市において国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう医療費の動向を見ながら合併までに調整する。 (2) 限度額、軽減割合、納税義務の発生・消滅に伴う賦課については、関係市町村全て同じのため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (3) 賦課期日、納期、減免については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。 (4) 納付書の発送方法については、郵送を基本にして合併までに総合的に調整する。					
分野名		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
賦課方式		4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	
徴収方法		保険税	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	
税率	医療分	所得割	7.10%	7.47%	8.97%	7.85%	7.70%
		資産割	20.00%	42.6%	40.2%	50.0%	40.0%
		均等割	18,500円	20,500円	18,100円	21,000円	19,000円
		平等割	23,000円	23,900円	22,300円	23,000円	20,000円
		応能割：応益割	53：47	54：46	53：47	51：49	47：53
		1人当り税額	56,852円	57,542円	54,854円	57,564円	44,134円
	介護分	所得割	0.77%	0.85%	0.95%	0.85%	1.30%
		資産割	5.60%	6.59%	9.00%	8.00%	9.00%
		均等割	5,400円	5,300円	6,000円	5,800円	7,100円
		平等割	3,500円	2,900円	3,500円	3,500円	4,500円
		応能割：応益割	48：52	53：47	49：51	47：53	50：50
		1人当り税額	13,694円	13,262円	14,697円	14,066円	17,993円
	1人当り税額		60,579円	60,932円	58,186円	61,138円	48,022円
賦課限度額	医療分	530,000円	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	
	介護分	70,000円 (平成15年度 80,000円)	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	
賦課期日		4月1日 (仮賦課なし)	4月1日 (仮賦課：4月1日 本賦課：8月1日)	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	
軽減割合		応益割合の軽減 7割・5割・2割	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		19 国民健康保険事業の取扱い				[国民健康保険税]	総務部会 税務分科会	
調整方針(案)								
分野名		里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案		
賦課方式		川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	合併までに調整する。		
徴収方法		川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	現行のまま新市に引き継ぐ。		
税率	医療分	所得割	5.50%	8.10%	6.00%	6.00%	税率については、国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう医療費の動向を見ながら合併までに調整する。	
		資産割	41.00%	45.00%	35.00%	35.00%		
		均等割	17,000円	18,400円	13,500円	13,500円		
		平等割	18,000円	19,700円	15,000円	14,500円		
		応能割：応益割	51：49	56：44	53：47	46：54		
		1人当り税額	46,777円	47,654円	35,878円	34,712円		
	介護分	所得割	0.83%	0.85%	0.88%	0.80%		
		資産割	4.9%	5.30%	7.0%	9.60%		
		均等割	4,800円	5,000円	4,800円	4,400円		
		平等割	3,100円	2,900円	2,800円	2,500円		
		応能割：応益割	50：50	53：47	49：51	44：56		
		1人当り税額	12,619円	12,427円	10,265円	10,512円		
	1人当り税額		50,762円	50,110円	30,058円	35,837円		
	賦課限度額	医療分	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ		現行のまま新市に引き継ぐ。
介護分		川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	現行のまま新市に引き継ぐ。		
賦課期日		樋脇町に同じ	4月1日 (仮賦課：5月1日 本賦課：9月1日)	4月1日 (仮賦課：5月1日 本賦課：8月1日)	下甌村に同じ	合併時に、川内市の例により調整する。 (仮賦課なし)		
軽減割合		川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	現行のまま新市に引き継ぐ。		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	19 国民健康保険事業の取扱い				【国民健康保険税】	総務部会 税務分科会
調整方針（案）						
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
納税義務の発生、消滅に伴う賦課	1 賦課期日後に納税義務の発生月割で算定 2 賦課期日後に納税義務者の消滅月割で算定	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	
納期	第1期 7月1日から同月28日まで 第2期 8月1日から同月28日まで 第3期 10月1日から同月28日まで 第4期 11月1日から同月28日まで 第5期 翌年1月1日から同月28日まで 第6期 翌年2月1日から同月25日まで	第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 6月1日から同月30日まで 第3期 8月1日から同月31日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 1月1日から同月31日まで	第1期 4月1日から同月末まで 第2期 5月1日から同月末まで 第3期 6月1日から同月末まで 第4期 7月1日から同月末まで 第5期 8月1日から同月末まで 第6期 9月1日から同月末まで 第7期 10月1日から同月末まで 第8期 11月1日から同月末まで 第9期 12月1日から同月25日まで 第10期 翌年1月1日から同月末まで 第11期 翌年2月1日から同月末まで 第12期 翌年3月1日から同月末まで	第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 6月1日から同月30日まで 第3期 8月1日から同月31日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 翌年1月1日から同月31日まで	第1期 4月15日から 4月30日まで 第2期 6月15日から 6月30日まで 第3期 8月15日から 8月31日まで 第4期 10月15日から 10月31日まで 第5期 12月15日から 12月25日まで 第6期 2月15日から 2月28日まで	
減免	1 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認める者に対しては、国民健康保険税を減免する。 (1) 天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者 (2) 貧困により生活のために公私の扶助を受ける者 (3) その他特別の事情がある場合において、前2号に準ずると認める者 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前5日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所氏名 (2) 年度納期の別及び税額 (3) 減免を受けようとする理由 3 前項の規定によって、申請書を提出し、国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。	1 町長は、下記の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認める者に対しては、国民健康保険税を減免する。 (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者 (2) 天災その他特別の事情がある者 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所氏名 (2) 年度納期の別及び税額 (3) 減免を受けようとする理由	災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例	1 町長は、次に該当する者のうち必要があると認めるものに対し国民健康保険税を減免する。 (1) 天災その他特別の事情がある者 2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所・氏名 (2) 年度、納期の別及び税額 (3) 減免を受けようとする事由 3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。	川内市に同じ	
納付書発送方法	・納税組合加入者は納税通知書を直接郵送、納付書は納税組合長へ ・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 7月上旬	・納税組織加入者は納税通知書を直接郵送、納付書は納税嘱託員へ ・納税組織未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 7月上旬	・納税組合加入者は納税通知書、納付書を納税組合長へ ・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 4月中旬・8月中旬	・自治公民館加入者は納税通知書・納付書を私送便、未加入者は郵送 ・実施時期 仮賦課4月上旬 本賦課8月上旬	・納税組合加入者は納税通知書及び納付書を納税組合長へ公民館文書により送付。 ・納税組合未加入者は納税通知書及び納付書を直接郵送する。 ・実施時期 仮賦課 4月上旬 本賦課 8月上旬	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	19 国民健康保険事業の取扱い				【国民健康保険税】	総務部会 税務分科会
調整方針（案）						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
納税義務の発生、消滅に伴う賦課	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	現行のまま新市に引き継ぐ。	
納期	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 1月1日から同月31日まで	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月25日まで 第7期 翌年1月4日から同月31日まで 第8期 翌年2月1日から同月末日まで	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 6月1日から同月30日まで 第3期 8月1日から同月31日まで 第4期 9月1日から同月30日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 1月1日から同月31日まで	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 11月1日から同月30日まで 第4期 翌年1月1日から同月31日まで	合併時に、川内市の例により調整する。 ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。 （7・8・10・11・1・2月の6期）	
減免	1 村長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認める者に対しては、国民健康保険税を減免する。 (1) 天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者 (2) 貧困により生活のために公私の扶助を受ける者 (3) その他特別の事情がある場合において、前2号に準ずると認める者 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。 (1) 年度納期の別及び税額 (2) 減免を受けようとする理由 3 前項の規定によって、申請書を提出し、国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を村長に届け出なければならない。	川内市に同じ	里村と同じ	里村と同じ	合併時に、川内市の例により調整する。	
納付書発送方法	・納税組合加入者は納税通知書を職員便送便 ・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 4月上旬及び8月上旬	・国保加入世帯主に直接郵送 ・実施時期 5月（仮賦課）9月（本賦課）	・納税組合加入者は納税通知書を直接郵送、納付書は納税組合長へ ・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 実施時期 5月（仮賦課）8月（本賦課）	・村内納税者分納税通知書納付書は区長へ ・村外納税者分納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 5月上旬・8月上旬	合併までに総合的に調整する。 郵送を基本に調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

* 国民健康保険事業の取扱い

協定項目	19 国民健康保険事業の取扱い									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・国保財政調整基金は、市町村によって基金残高にかなりの差があるため、適切な額を持ち寄るなどの調整をする。また、基金については、合併時に、新たに制度を制定する。 ・国民健康保険運営協議会の委員の定数及び報酬については、合併までに調整する。 ・高額医療費貸付事業は、支払い基準を統一し、川内市の例により調整する。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
国保財政調整基金	国民健康保険の給付に要する経費にあてて	国民健康保険の保険給付の財源に不足を生じたとき、又は保険事業に要する費用にあてて	保険給付費及び老人医療拠出金並びに介護給付金に不足を生じたときの財源にあてて	国民健康保険事業の保険給付費に不足を生じた場合及び保険事業に要する経費にあてて	保険給付費及び老人医療拠出金並びに介護給付金に不足を生じたときの財源にあてて	国民健康保険事業保険給付の財源不足が生じたとき等の財源にあてて	国民健康保険療養給付に不足を生じた場合の支払いにあてて	保険給付費及び老人医療拠出金並びに介護納付金に不足を生じたときの財源に充てて		合併時に、新たに制度等を制定する。 ・各市町村の基金残高にかなりの開きがあるため、合併前の基金の保有額を持ち寄る。なお、保有額と算出額の過不足額は他の基金の持ち寄る額により調整する。
平成14年度保有額	2,029,000円	107,014,296円	82,972,982円	216,645,000円	222,734,575円	25,800,000円	48,061,916円	56,314,000円		
平成14年度被保険者数	25,229人	3,157人	2,770人	2,448人	1,989人	797人	1,041人	1,402人	437人	
1人当り保有額	80円	33,897円	29,954円	88,498円	111,983円	32,371円	46,168円	40,166円		
国民健康保険運営協議会	<p>国保運営に関する事項等について、市長の諮問に応じて審議し、又は必要があるとき市長が建議する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員11人 ・任期2年 ・会議年3回 	<p>国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員9人 ・任期2年 ・会議年3回 	<p>国保事業の運営に関する重要事項を審議する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員9名 ・任期2年 ・会議年2回 	<p>国民健康保険条例に基づき、国民健康保険運営協議会の運営に関し必要な事項を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員6人 ・任期2年 ・会議年4年 	<p>国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員9人 ・任期2年 ・会議年4回 	<p>国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員6人 ・任期2年 ・会議年2回 	<p>国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員9人 ・任期2年 ・会議年1回 	<p>国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員9人 ・任期2年 ・会議年1回 	<p>国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員6人 ・任期2年 ・会議年1回 	<p>合併時に、新たに制度等を制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数及び報酬について、合併までに調整をすませ、新市に移行後は新たな定数とする。
高額医療費貸付事業	<p>【目的】被保険者が入院等で一部負担金が高額になったとき、自己負担の軽減を図るため、自己負担限度額を超える分を申請により国保で立て替える</p> <p>【内容】自己負担限度額+10,000円を超える者に貸し付け1ヶ月単位とする。医療毎とし、内科・歯科とは別とする。入院・外来別とする。【平成14年度末基金額】15,000,000円</p>	<p>【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る</p> <p>【対象者】樋脇町の国民健康保険被保険者</p> <p>【貸付金額】高額療養費相当額(ただし、10,000円以上のとき)</p> <p>【貸付上限額】2,000,000円</p> <p>【申請方法】国民健康保険高額療養資金貸付申請書等の提出</p> <p>【貸付金の償還】高額療養費の支給時に精算</p> <p>【平成14年度末基金額】2,000,000円</p>	<p>【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る</p> <p>【対象者】入来町国民健康保険の被保険者</p> <p>【貸付金額】高額療養費の支給見込額以内(ただし、その額が10,000円に満たないときは、貸し付けない。)</p> <p>【申込方法】貸付申請書に請求書、領収書を添付して申し込み</p> <p>【貸付金の償還】高額療養費の支給時に精算</p> <p>【平成14年度末基金額】3,000,000円</p>	<p>【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る</p> <p>【平成14年度末基金額】2,000,000円</p>	<p>【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る</p> <p>【貸付金額】高額療養費相当額(ただし、その額が30,000円に満たない場合は貸し付けない。)</p> <p>【貸付上限額】3,000,000円</p> <p>【申込み方法】貸付申請書に医療機関が発行する、保険内一部負担金が判定できる請求書を添付して申し込み</p> <p>【貸付金の償還】高額療養費の支給時に精算する。【平成14年度末基金額】3,000,000円</p>	<p>【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る</p> <p>【貸付金額】900,000円以内(ただし、その額が10,000円に満たないときは、貸付をしない。)</p> <p>【申込方法】貸付申請書に請求書又は領収書を添えて申し込み</p> <p>【貸付金の償還】高額療養費の支給時に精算</p> <p>【平成14年度末基金額】900,000円</p>	<p>【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る</p> <p>【貸付の対象】国民健康保険の被保険者で、高額療養費の支給見込額が1万円以上であり、かつ高額な医療費を支払うことが認められる者の属する世帯主に対して貸し付ける。</p> <p>【貸付金額】高額療養費の支給見込額以内。【貸付条件】1)貸付利率 無利率2)償還期限 高額療養費の支給を受けた日から15日3)償還方法 全額一括償還貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還できる</p> <p>【平成14年度末基金額】400,000円</p>	<p>【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る</p> <p>【貸付金額】高額療養費の支給見込額以内において村長が定める。(ただし、その額が10,000円に満たない場合は貸し付けない。)</p> <p>【申込方法】貸付申請書に一部負担金に係る請求書又は領収書を添付して申し込み</p> <p>【貸付金の返済】高額療養費の支給時に精算する。【平成14年度末基金額】0円</p>	<p>【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る</p> <p>【貸付金額】高額療養費の支給見込額以内において村長が定める。(ただし、その額が10,000円に満たない場合は貸し付けない。)</p> <p>【申込方法】貸付申請書に一部負担金に係る請求書又は領収書を添付して申し込み</p> <p>【貸付金の返済】高額療養費の支給時に精算する。【平成14年度末基金額】300,000円</p>	<p>合併時に、川内市の例により調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度として残すものであり、支給基準の統一が必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

* 国民健康保険事業の取扱い

協定項目	19 国民健康保険事業の取扱い									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 各種検診は、市町村によって国保の補助と一般会計で実施しており、ばらつきがあるため新市において速やかに調整する。 出産・葬祭に関する給付は、甌島4村との差異があり、合併時に川内市の例により調整する。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
各種検診補助		疾病の早期発見、早期治療を図り、医療費の適正化を図る (各種検診) ・腹部超音波検診 ・骨粗しょう症検診 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・子宮がん検診 ・肺がん検診 ・前立腺がん検診 ・1日ドック(一般) ・1日ドック(婦人科) ・2日ドック ・脳ドック	各種検診・人間ドックの自己負担分を一部助成し、被保険者の病気の早期発見、健康増進につなげる (各種検診) ・基本健康診査 ・腹部超音波検診 ・骨粗しょう症検診 ・胃がん検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・婦人科ドック ・1日ドック	健康診査を積極的に推進することによって被保険者の健康増進及び維持並びに医療費を抑制し、国民健康保険事業の基盤安定を図る (各種検診) ・基本健康診査 ・腹部超音波検診 ・骨粗しょう症検診 ・肝炎ウイルス検診 ・胃がん検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・肺がん検診 ・1日ドック ・2日ドック	住民の健康増進と疾病の早期発見による医療費の抑制を目的とする (各種検診) ・胃がん等精密検査 ・婦人科人間ドック ・1日ドック	疾病の早期発見早期治療を図り医療費の適正化を図る (各種検診) ・胃がん検診 ・肺がん検診 ・喀痰検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・大腸がん検診 ・人間ドック ・脳ドック ・誕生月検診	住民の健康増進と疾病の早期発見による医療費の抑制を目的とする (各種検診) ・胃がん検診 ・肺がん検診 ・乳がん検診 ・子宮がん検診			新市に移行後、速やかに調整する。 ・同じ検診でも市町村によって、国保の補助や一般会計で実施しているところ、また対象者や補助金も異なる団体が調整が必要である。
出産、葬祭に関する給付(国保加入者の補助事業)	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り20,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者が出産時、被保険者の世帯主に対して出産育児一時金を支払う。 (内容) ・葬祭費 1件当り20,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り20,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り20,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り20,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り10,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り10,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り10,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り7,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	合併時に、川内市の例により調整する。 ・給付額において、甌島の4村との差異があり調整が必要である。

提案第15号 合併協定項目19号「国民健康保険事業の取扱い」について

【平成15年 9月25日 追加分】

参 考 資 料

【具体的調整方針（案）】

賦課方式・税率に関する具体的調整方針（案）について

1 【提案済み議案】

1 国民健康保険税の取扱いについて、合併年度は1市4町4村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。
関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 賦課方式、税率については、新市において国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう医療費の動向を見ながら合併までに調整する。

<以下省略>

上記 1 (1)賦課方式、税率の提案内容について、下記のとおり具体的な調整方針（案）を提示するものである。

「具体的な調整方針（案）」

税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、1市4町2村（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、上甑村、里村）の税率と2村（下甑村、鹿島村）の税率の2通りの税率による不均一課税とし、平成17年度から3年間適用する。この間における賦課方式については、4方式を基本に税率の算定と併せて調整する。

2 調整の理由

現行の税率を比較すると1市4町2村（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、上甑村、里村）の税額と2村（下甑村、鹿島村）の税額に著しい差異があり、均一課税をすることで2村の被保険者に急激な負担増を与えることになるため、2通りの税率による不均一課税とする。

平成16年度は、1市4町4村の例により課税し、平成17年度からの適用となる。平成17年度以降の税率については、新市において国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう最新の医療費の動向により算定する。

3 参考法令等（条文抜粋等）

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の課税をすることができる。

* 国民健康保険税についても同様の取扱いができる。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		19 国民健康保険事業の取扱い			[国民健康保険税]	総務部会 税務分科会	
分野名		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
賦課方式		4方式 (所得割・資産割・均等割・平等割)			川内市に同じ	川内市に同じ	
税率	医療分	所得割	7.10%	7.47%	8.97%	7.85%	7.70%
		資産割	20.00%	42.6%	40.2%	50.0%	40.0%
		均等割	18,500円	20,500円	18,100円	21,000円	19,000円
		平等割	23,000円	23,900円	22,300円	23,000円	20,000円
		応能割：応益割	53：47	54：46	53：47	51：49	47：53
		1人当り税額	56,852円	57,542円	54,854円	57,564円	44,134円
	介護分	所得割	0.77%	0.85%	0.95%	0.85%	1.30%
		資産割	5.60%	6.59%	9.00%	8.00%	9.00%
		均等割	5,400円	5,300円	6,000円	5,800円	7,100円
		平等割	3,500円	2,900円	3,500円	3,500円	4,500円
		応能割：応益割	48：52	53：47	49：51	47：53	50：50
		1人当り税額	13,694円	13,262円	14,697円	14,066円	17,993円
	1人当り税額		60,579円	60,932円	58,186円	61,138円	48,022円
	分野名		里村	上甌村	下甌村	鹿島村	摘 要
賦課方式		川内市に同じ			川内市に同じ	川内市に同じ	
0	医療分	所得割	5.50%	8.10%	6.00%	6.00%	
		資産割	41.00%	45.00%	35.00%	35.00%	
		均等割	17,000円	18,400円	13,500円	13,500円	
		平等割	18,000円	19,700円	15,000円	14,500円	
		応能割：応益割	51：49	56：44	53：47	46：54	
		1人当り税額	46,777円	47,654円	35,878円	34,712円	
	介護分	所得割	0.83%	0.85%	0.88%	0.80%	
		資産割	4.9%	5.30%	7.0%	9.60%	
		均等割	4,800円	5,000円	4,800円	4,400円	
		平等割	3,100円	2,900円	2,800円	2,500円	
		応能割：応益割	50：50	53：47	49：51	44：56	
		1人当り税額	12,619円	12,427円	10,265円	10,512円	
	1人当り税額		50,762円	50,110円	30,058円	35,837円	

介護保険事業の取扱いについて

合併協定項目 20 号「介護保険事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

介護保険事業の取扱いについて

- 1 介護保険料は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、第 3 次事業計画（平成 18 年度）から統一調整する。
- 2 介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助の内、ホームヘルプサービスで単独事業は新市に移行後、速やかに調整を図る。
- 3 介護保険高額貸付事業は、基金額や要件に差異があり、合併時に、川内市の例により調整する。
- 4 介護保険事業計画の策定・見直し関係事務は、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 5 介護保険財政調整安定化基金については、基金の借入額や償還年限が異なっているが、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 6 介護保険基金関係事務は、現行のまま新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日 確認

介護保険事業の取扱いについて

1. 協定項目の要旨・留意点

介護保険は、市町村が保険者となり、被保険者（住民）から保険料を徴収して運営している。各市町村で、介護サービスの基盤や事業計画が異なるため、保険料率にも違いがある。合併した場合は、ひとつの自治体として運営することになるので、取扱いの統一に向けた検討が必要である。介護サービスの内容は、各市町村の事業計画によって異なるため、整合性を図りながら新市での計画策定を行う。

2. 提案の理由

新市における一体性の確保、負担の公平性、財源確保等の視点で調整を行い、統一を図る。

3. 協定（協議）先進事例

広島県江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会（合併期日未定 新設合併）

- (1) 被保険者の資格管理等にかかる事務については、4町に相違ないため、現行のとおり新市へ引き継ぐ。
- (2) 要介護認定・用支援認定にかかわる事務については、現行のとおり新市へ引き継ぐ。
- (3) 保険給付にかかわる事務については、4町に相違がないので現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。
- (4) 市町村介護保険計画の策定にかかわる事務については、新しい介護保険計画を新市で作成できるよう調整する。

香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併）

- (1) 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。
- (2) 納期は、国民健康保険税の納期を考慮し、統一を図る。
- (3) 基金は、合併時に全額を持ち寄る。
- (4) 要介護認定事務、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務処理委託については、現行のとおりとする。
- (5) 低所得者利用者負担対策事業は、現行のとおりとする。
- (6) 介護保険事業計画策定事業については、事業計画を統一して策定し実施する。

香川県東かがわ市（平成15年4月1日 新設合併）

- (1) 被保険者の資格管理等に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- (2) 要介護・要支援認定審査については、専任職員が行う直営との併用とし、委託料は当面現行のとおりとする。

- (3) 認定審査会については、大川地区広域行政振興整備事務組合の共同事務処理の調整内容による取扱いとする。
- (4) 保険給付に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- (5) 短期入所サービスの振替利用制度については、受領委任払いとする。
- (6) 保健福祉事業に係る事務については、介護保険事業計画策定時に検討する。
- (7) 市町村介護保険事業計画の策定に係る事務については、平成14年度末までに3町を一体とした介護保険事業計画を策定し、新市に引き継ぐ。
- (8) 第1号被保険者の保険料の介護保険事業計画策定時に再算定し、平成15年度から新保険料を設定する。
- (9) 第1号被保険者の保険料の普通徴収納期については、現行のとおり国民健康保険税の納期と同一とする。
- (10) 会計等に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- (11) 介護保険制度関連の他制度に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- (12) 介護保険事業の事務処理システムについては、電算システムの調整内容による取扱いとする。

4 参考法令等（条文等抜粋）

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

（市町村介護保険事業計画）

第117条

- 1 市町村は、基本指針に即して3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - (2) 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
 - (3) 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - (4) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項
- 4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、老人保険法（昭和57年法律第80号）第46条の18に規定する市町村老人保険計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会

国保介護分科会

協定項目	20 介護保険事業の取扱い									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険料は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、第3次事業計画（平成18年度）から統一調整する。 介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助の内、ホームヘルプサービスの単独事業は新市に移行後、速やかに調整を図る。 介護保険高額貸付事業は、基金額や要件に差異があり、合併時に、川内市の例により調整する。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	調整の具体的方針（案）
介護保険料(第1号被保険者分)賦課徴収	65歳以上の第1号被保険者世帯の住民記録情報と税情報との突合を行い、個人及び世帯の所得額等の把握を行う	65歳以上の第1号被保険者に対し、介護保険料を賦課する	介護保険制度の安定的な財政運営を図るため、第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の賦課・徴収を行う	65歳以上の第1号被保険者に対し、介護保険料を賦課・徴収する	介護保険制度の安定的な財政運営を図るため、第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の介護保険料の賦課を行う	65歳以上の第1号被保険者に対し、介護保険料を賦課・徴収する	介護保険法に基づき保健を徴収し、介護保険事業の円滑な運営を行う	毎年度第1号被保険者について、それぞれの所得を把握し、村の保険料率の基準にあてはめ、個別の保険料を設定し賦課する	介護保険事業の安定的な財政運営を図るため、65歳以上の被保険者に対して賦課を行う	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、第3次事業計画（平成18年度）から統一調整する。 ・介護保険料の納期・仮賦課の調整が必要である。 ・国保税との整合性を検討する。 ・甕島のサービス基盤の整備が必要である。
介護保険料の第3段階(基準額)	年 54,000円 月 4,500円	年 45,600円 月 3,800円	年 50,400円 月 4,200円	年 48,000円 月 4,000円	年 46,800円 月 3,900円	年 44,400円 月 3,700円	年 43,440円 月 3,620円	年 30,000円 月 2,500円	年 46,752円 月 3,896円	
対象者数(平成14年度)	15,802人	2,447人	2,028人	1,845人	1,654人	576人	905人	1,057人	297人	別紙参照
介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助	国の特別対策による利用者負担の減免を行う ・法施行前の訪問介護利用者の利用者負担の軽減 ・社会福祉法人等による介護保険利用者負担の軽減	介護保険制度の導入に伴う利用者負担の激変緩和の観点から、利用者負担について軽減措置を講じることにより、訪問介護サービスの継続的な利用の促進を図る	介護保険制度の導入に伴う利用者負担の激変緩和の観点から、利用者負担について軽減措置を講じることにより、訪問介護サービスの継続的な利用の促進を図る	介護保険法に基づき利用者負担減免等措置事業を行い、介護保険事業の円滑な運営を図る	介護保険事業の導入に伴う負担の激変緩和を図る観点から、低所得者の利用負担について軽減措置を講じる	介護保険制度を円滑に運営するため、村が行う利用者負担減免等措置事業に要する経費に対し、補助金を申請する	介護保険制度を円滑に運営するため、村が行う利用者負担減免等措置事業に要する経費に対し、補助金を申請する	介護保険制度を円滑に運営するため、村が行う利用者負担減免等措置事業に要する経費に対し、補助金を申請する	介護保険制度を円滑に運営するため、村が行う利用者負担減免等措置事業に要する経費に対し、補助金を申請する	新市に移行後、速やかに調整する。 ・ホームヘルプサービスの単独事業の取扱いを調整する。 ・社会福祉法人の対象者の枠の拡大による要件基準の取扱いを調整する。
介護保険高額貸付事業	介護保険の円滑な運営のため、介護保険高額介護サービス費等の支払いに困る被保険者に貸付を行う 基金額10,000,000円	介護保険の円滑な運営のため、介護保険高額介護サービス費等の支払いに困る被保険者に貸付を行う 基金額 2,000,000円								合併時に、川内市の例により調整する。 ・基金額や貸し付け要件について、差異があり調整が必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会

国保介護分科会

協定項目	20 介護保険事業の取扱い									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業計画の策定・見直し関係事務は、介護保険料の額を調整し、合併時に、新たな制度等を制定する。 介護保険財政調整安定化基金については、基金の借入額や償還年限が異なっているが、現行のまま新市に引き継ぐ。 介護保険基金関係事務は、現行のまま新市に引き継ぐ。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
介護保険事業計画の策定・見直し関係事務	3年毎に介護保険事業計画を見直し、次期介護保険事業計画を策定するとともに、次期介護保険料基準額を策定する	介護保険事業の円滑な実施のために、介護サービスの供給体制・サービスの種類ごとの量の見込み等について、5年を1期とした事業計画を3年毎に作成する。あわせて介護保険料の見直しを行う	3年毎に介護保険事業計画を見直し、次期介護保険事業計画を策定するとともに、保険料額の見直しを行う。	3年毎に介護保険事業計画を見直し、次期介護保険事業計画を策定するとともに、次期介護保険料基準額を策定する	介護保険の円滑な運営のため、介護保険給付の目標量の設定や、保険料の見直し等を行う	3年毎に介護保険事業計画を見直し、次期介護保険事業計画を策定するとともに、保険料額の見直しを行う	介護保険の円滑な運営のため、介護保険給付の目標量の設定や、保険料の見直し等を行うため3年ごとに計画を見直す	介護サービスの基盤を整備し充実させていくために、国の基本指針に基づき、サービスの確保・円滑な提供等についての介護保険事業計画を3年ごとに5年を1期として策定している	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、3年ごとに5年を1期とした事業計画書の策定と次期介護保険料基準額の設定を行う	合併時に、新たに制度等を制定する。
介護保険財政安定化基金関係事務	介護保険の財政の安定化を図るため、県財政安定化基金へ標準給付費の法定割合に基づき拠出する通常の努力を行ってもなおお生じる保険料未納や給付費の見込み誤り等に起因する財政不足が生じた場合、県財政安定化基金から当該財政不足額を借り入れる 平成14年度末 財政安定化基金借入額 179,340,000円	介護保険財政不足になった場合、基金の交付・貸付を受けることができるよう県介護保険財政安定化基金を設置する通常の努力を行ってもなおお生じる保険料未納や給付費の見込み誤り等に起因する財政不足が生じた場合、県財政安定化基金から当該財政不足額を借り入れる 平成14年度末 財政安定化基金借入額 0円	介護保険財政不足になった場合、基金の交付・貸付を受けることができるよう県介護保険財政安定化基金を設置する通常の努力を行ってもなおお生じる保険料未納や給付費の見込み誤り等に起因する財政不足が生じた場合、県財政安定化基金から当該財政不足額を借り入れる 平成14年度末 財政安定化基金借入額 10,000,000円	介護保険財政不足になった場合、基金の交付・貸付を受けることができるよう県介護保険財政安定化基金を設置する通常の努力を行ってもなおお生じる保険料未納や給付費の見込み誤り等に起因する財政不足が生じた場合、県財政安定化基金から当該財政不足額を借り入れる 平成14年度末 財政安定化基金借入額 20,654,000円	介護保険財政を安定的に運営し介護保険事業の円滑な実施を図り、その他の一般会計からの繰り入れを回避するため県に財政安定化基金を設置する介護給付費の見込みを上回る増大等により財政収支の不均衡が生じたため、当該不足額について資金の貸し付けを受ける 平成14年度末 財政安定化基金借入額 17,022,000円	介護保険法に基づき県介護保険財政安定化基金を設置し、介護保険財政の安定化を資するため、必要に応じて基金の借り入れをする 平成14年度末 財政安定化基金借入額 7,980,000円	介護保険法に基づき保険料の未納や、当初想定できない給付費の増等の起因する財政不足について介護保険財政を安定的に運営するために県に財政安定化基金を設置し、資金の交付・貸付を受ける 平成14年度末 財政安定化基金借入額 0円	介護給付費の予想を上回る伸びや、通常の保険料徴収努力を行ってもなおお生じる保険料未納の赤字については、県に設置された「財政安定化基金」から、資金の交付・貸付を受ける 平成14年度末 財政安定化基金借入額 0円	介護保険安定化に資するため、介護保険法に基づき県介護保険財政安定化基金を設置する通常の努力を行ってもなおお生じる保険料未納や、当初想定できなかった給付費の増等に起因する財政不足について、一般会計から繰り入れを行うことなく、介護保険財政を安定的に運営するため、県に財政安定化基金を設置し、資金の貸付・交付が行われる 平成14年度末 財政安定化基金借入額 0円	現行のまま新市に引き継ぐ。 ・基金の借入額が異なる。 ・基金の償還年限が異なる。
介護保険基金関係事務	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる 平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 2,001,000円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる 平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 1,807,000円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる 平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 0円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる 平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 0円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる 平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 0円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる 平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 5,418,503円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる 平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 0円	介護保険の保険給付又は保健福祉事業の費用に不足を生じた場合の支払に充てるため、介護給付費準備基金として積み立てる 平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 16,229,000円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる 平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 2,000,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。

児童福祉事業について

合併協定項目23-12号「児童福祉事業」について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

児童福祉事業について

- 1 出生祝金は、全市での実施は財政的に厳しいため、廃止の方向で調整する。
- 2 公立保育所・保育園運営事業は、地域によって保育料に偏りがあり、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 3 児童館は、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 4 放課後児童クラブは、市町によって補助金の上乗せや委託に差異があり、早急な調整は困難であるため、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 5 保育協議会補助は、補助金の規定根拠を明確にするため、新市に移行後、速やかに調整する。
- 6 保育園入・退所事務は、保育料の基準が異なっており、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 7 乳幼児健康支援一時預かり事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 8 児童虐待防止協議会運営事業は、1市のみの実施であるが関係機関の見直しが必要であり、新市に移行後、速やかに調整する。
- 9 チャイルドシート一部助成等事業は、貸与・一部助成など実施の方法が異なっており、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 10 遺児及び父子手当給付事業は、補助金・対象者の基準が異なるため、合併時に新たに制度等を制定する。
- 11 育児手当は、児童手当と類似しているため、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 12 認可外保育施設運営補助金は、合併時に、川内市の例により調整する。
- 13 乳幼児医療費助成金は、合併時に、新たに制度等を制定する。

平成 年 月 日 確認

児童福祉事業について

1. 協定項目の要旨・留意点

児童福祉や保育、子育て支援に関する事業・制度について検討する。

保育料は、国の徴収基準に合わせて、調整・統一することが一般的であるが、著しい差異がある場合は、調整基準を設けて、激変緩和を行う。

2. 提案の理由

事務事業調整の基本的視点及び方針に沿った内容で提案する。

3 協定（協議）先進事例

広島県三次市・双三郡・甲奴町合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併）

（児童福祉）

- 1 子育て支援手当については、廃止する。
- 2 乳幼児医療費公費負担制度及び医療援護金については、対象を就学前児童とし、所得制度は、県制度に準ずる。
- 3 児童館・放課後児童クラブ・学童保育については、引き続き実施する。
- 4 保育事業については、新しい保育事情に対応した運営を図る。
- 5 保育料に関する事項については、三次市の例による。

広島県江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会（合併期日未定 新設合併）

各種福祉制度の取扱いについては、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、住民サービスの低下にならないよう新市において、次のことについて調整をする。

- (1) 国又は県等が定めている制度については、現行のとおり新市において調整し、実施する。
- (2) 各町ごとに実施している事務事業については、高い水準に統一するよう調整に努める。また、町独自の事業については、地域を拡大し実施に努める。
保育料・保育時間については、江田島町の例により調整し、実施する。
その他の福祉対策については、新市において調整し、実施する。

東かがわ市（平成 15 年 4 月 1 日新設合併）

- (1) 国又は県が定める制度については、現行の実施方法を基準に新市において調整し、実施する。
- (2) 保育所の延長保育は、大内町の例により調整し、実施する。
- (3) 乳幼児医療費支給事業については、引田町の例により統一し、実施する。
- (4) 出生祝金については、3つの区分により祝金を支給する。
- (5) 1町又は2町で実施されているその他の事業については、新市において調整し、実施する。

広島県高田郡六町合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）

- (1) 保育料に係る年齢区分、階層区分及び徴収基準額については、新市において速やかに統一するものとし、平成8年度までの間必要に応じ緩和措置を講じるものとする。
- (2) 同一世帯から2人以上の児童の入所がある場合は、2人目を基準額2分の1の額、3人目を基準額の10分の1の額とする。母子世帯等に関する減額措置については、国の基準額を基に新たに定める。
- (3) 保育所の開所時間については、平日は午前7時30分から午後6時30分まで、土曜日は午前7時30分から午後1時までとする。保育所の休日については、日曜日、祝、祭日及び12月29日から1月3日までの間とする。
- (4) 乳児保育及び障害児保育については、現行のとおり新市に引き継ぎ、早期に統一するように努める。
- (5) その他各保育所で取り組んでいる事業については、現行のとおり実施する。
- (6) 民間保育所運営補助については、国の基準により引き続き実施する。

児童福祉事業については、各町これまでの取り組みを踏まえ、新市においても事業の充実を図ることを原則として次のとおり調整する。

- (1) 児童館・放課後児童対策事業については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業の拡大を図る。
- (2) その他児童福祉施設については、新市に引き継ぐ。
- (3) 乳幼児医療費支給事業については、向原町の例により実施する。

（母子福祉等）

- (1) 母子福祉基金及び寡婦福祉資金貸付事業、父子家庭等援護事業及び児童扶養手当支給事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) ひとり親家庭等医療費支給事業については、広島県ひとり親家庭等医療費支給条例に準じ事業を実施する。

4 参考法令等（条文等抜粋）

児童福祉法

（居宅介護の措置等）

第21条の25

- 2 市町村は、日常生活を営むのに支障がある障害児について、その福祉を図るため必要があると認めるときは、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託することができる。

（放課後児童健全育成事業）

第21条の26

市町村は、児童の健全な育成に資するため、第6条の2第7項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに地域の事情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、当該児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-12 児童福祉事業									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 出生祝金は、全市での実施は財政的に厳しいため、廃止の方向で調整する。 公立保育所・保育園運営事業は、地域によって保育料に偏りがあり、合併時に、新たな制度等を制定する。 児童館は、合併時に、新たな制度等を制定する。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
出生祝金			<p>町に在住し、第3子以降の児童を出生し養育する者に対して出生祝金及び修学祝金を支給し、子供のすこやかな成長と地域の活性化に資する</p> <p>(受給資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3子以降 町内小学校へ5月1日在籍 <p>(祝金の額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 出生祝金100,000円 修学祝金50,000円 		<p>子どものすこやかな成長を願うとともに、定住人口の増進を図る</p> <p>(受給資格)</p> <p>1年以上居住 第4子以降の養育者</p> <p>(支給額)</p> <p>第4子以降の出生児 1児 100,000円</p>				<p>第3子以降の児童を出生し養育する者に対して出生祝金を支給し、子供のすこやかな成長と地域の活性化に資する</p> <p>(支給要件)</p> <p>1年以上在住</p> <p>(祝金の額)</p> <p>新生児1人につき 100,000円</p>	<p>廃止の方向で調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全市体制で実施すると、かなり財政面が厳しくなる。
公立保育所・保育園運営事業	<p>入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育園15ヶ所 市立1ヶ所 社会福祉法人13ヶ所 宗教法人1ヶ所 定員1,250人 	<p>児童福祉法に基づき、保育の実施に関する運営及び管理を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立3ヶ所 定員165人 	<p>児童の保護者、同居の親族、その他の方が当該児童を保育することができないと認められた場合に入所できる</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立2ヶ所 定員120人 	<p>児童福祉法に基づき、保育の実施に関する運営及び管理を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人立保育園14ヶ所 	<p>児童福祉法に基づき、保育の実施に関する運営及び管理を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立2ヶ所 定員90人 	<p>保育を必要とする児童に対し、保護者の委託を受けて必要な保護を行い児童福祉の推進を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立1ヶ所 定員30人 				<p>合併後に、新たに制度等を制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域によって保育園に偏りがあり調整が必要である。
児童館	<p>児童に健全な遊びを与え健康を増進し、又は情操を豊かにする</p> <ul style="list-style-type: none"> 2ヶ所 3歳児から5歳児までの幼児を預かる宮里児童館11人 小学校低学年の学童保育水引児童館39人 委託 社会福祉協議会 									<p>合併後に、新たに制度等を制定する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-12 児童福祉事業									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブは、市町によって補助金の上乗せや委託に差異があり、早急な調整は困難であるため、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・保育協議会補助は、補助金の規定根拠を明確にするため、新市に移行後、速やかに調整する。 ・保育園入・退所事務は、保育料の基準が異なっており、合併時に、新たに制度等を制定する。 ・乳幼児健康支援一時預かり事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
放課後児童クラブ	保護者が昼間いない小学校低学年の子供の健全育成を図る ・5ヶ所 137人 (委託) ・市社会福祉協議会 ・地元運営委員会 国1/3県1/3市1/3	労働等の諸事情により昼間家庭に保護者がいない、本施設等を利用して、適切な「遊び」「学習」「生活」の場を与え、健全育成を図る ・1ヶ所 ・市比野小学校の空き教室を利用 国1/3県1/3町1/3			保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の育成・指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織としての児童クラブを設置し、児童の健全育成の向上を図る 国1/3県1/3町1/3					新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・補助金の上乗せや委託先がそれぞれ違うので早急な調整は難しい。
保育協議会補助	認可保育園における関係職員の資質の向上及び運営の効率化を図り、児童の健全な育成を図る 平成14年度270,000円									新市に移行後、速やかに調整する。 ・補助金の規程根拠が不明であるため調整が必要である。
乳幼児健康支援一時預かり事業	現に保育所等に通所中に児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な時期、当該児童を保育所、病院等に布設された専用スペースにおいて一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に資する (利用料)1日 2,000円 生活保護世帯及び市民税非課税世帯 無料 所得税非課税世帯 1日 1,000円 平成13年度実績 1,014人									現行のまま新市に引き継ぐ。 ・少子高齢化への対応として必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-12 児童福祉事業									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止協議会運営事業は、1市のみの実施であるが関係機関の見直しが必要であり、新市に移行後、速やかに調整する。 チャイルドシート一部助成等事業は、貸与・一部助成など実施の方法が異なり、合併時に、新たに制度等を制定する。 遺児及び父子手当給付事業は、補助金・対象者の基準が異なるため、合併時に新たに制度等を制定する。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
児童虐待防止協議会運営事務	児童虐待の防止に適切に対応するため、関係者によるネットワークを構築し、早期発見、早期対応の連携を図る									
チャイルドシート一部助成等事業	乳幼児を交通事故から守るとともに、チャイルドシートの普及啓発と着用促進を図るため、チャイルドシートのレンタル事業を実施する (保有台数)22台	少子化対策の一環として、地域における乳幼児の安全確保と健全育成を進めるため、乳幼児のいる家庭が幼児用補助装置の購入に際し、その一部を補助する(対象児)6歳未満(支給内容)1乳幼児に対し1回 ・チャイルドシート1台10,000円 ・10,000円以内の場合、その購入額	6歳未満の乳幼児を交通事故から守るためチャイルドシートの購入を助成する(補助金) ・1台 10,000円 ・10,000円以内の場合、その購入額	地域における乳幼児の安全確保と、健全育成を進めるため、乳幼児のいる家庭がチャイルドシートの購入に際し、その一部を補助する(事業の適用) 1乳幼児に対し1回(補助金) ・1台 10,000円 ・10,000円以内の場合、その購入額 ・平成13年度26人申請	少子化対策の一環として、地域における乳幼児の安全確保と健全育成を進めるため、乳児のいる家庭が幼児用補助装置(チャイルドシート)の購入に際し、その一部を補助する(対象者)6歳未満(補助条件及び補助額) ・1乳幼児に対して1回 ・チャイルドシート1台10,000円 ・10,000円以内の場合、その購入額	少子化対策の一環として、地域における乳幼児の安全確保と健全育成を図るため、乳幼児のいる家庭がチャイルドシートの購入に際し、その一部を補助する(対象者)6歳未満の児童(補助額) ・1児童に対して1回 ・1台 10,000円 ・10,000円以内の場合、その購入額	少子化対策の一環として、地域における乳幼児の安全確保と健全育成を進めるため、乳幼児のいる家庭がチャイルドシートを購入する際、補助を交付する(対象者) 6歳未満(対象内容) ・乳幼児1人につき1回 ・1台10,000円		道路交通法の改正に伴い、チャイルドシートの着用が義務化されたことから、住民に対しチャイルドシートを貸し付けることによって、交通事故による乳幼児の被害軽減と交通安全意識の高揚を図るとともに、子育ての経済的負担を軽減し、その環境整備を推進する(貸付対象者)6歳未満乳幼児	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・貸与・一部助成等、助成の方法が違うため調整が必要である。
遺児及び父子手当給付事業	父子世帯に手当を支給し、児童の心身の健やかな成長に寄与する(手当) ・児童1人年額24,000円 1人増えるごとに5,000円加算 平成13年度 19世帯									
	児童を養育している父子世帯に児童養育手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の心身の健やかな成長を図る(対象者) ・婚姻解消した児童 ・遺児 ・母が児童扶養手当施行例法に定める障害の状態にある児童 ・母の生死が1年以上不明の児童 ・母から1年以上放棄されている児童 ・母が法令により拘禁されている児童(手当) 児童1人月額4,000円 児童2人以上8,000円									
	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・各市町で補助金額・対象者の基準が違うので新しい制度が必要である。									

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-12 児童福祉事業									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・育児手当は、児童手当と類似しているため、合併時に、新たに制度等を制定する。 ・認可外保育施設運営補助金は、合併時に、川内市の例により調整する。 ・東郷町児童遊園に関する運営は、現行のまま新市に引き継ぐ。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
育児手当				町内に在住し、第3子以上の児童を養育する者に対して育児手当を支給し、地域活性化に資する (支給額) 月10,000円 (支給件数) 39人	本町に引き続き1年以上居住し、第3子以降の子を養育している者に対して支給する (支給額) 第3子以降の子1人につき月5,000円 (支給件数) 38人					合併後に、新たに制度等を制定する。 ・少子化対策として必要である。 ・児童手当と類似しているため、整理する必要がある。
認可外保育施設運営補助金	認可外保育施設に対し、職員の研修、育児教材の購入、衛生設備、防災設備に要する経費を補助し、入所児童の心身の健全な発達を助長する (補助対象) ・職員の研修 ・育児教材購入 ・衛生管理 ・防災設備に要する経費 (補助金) 月平均受託児童数 ・20人 年額4万円 ・20~29人年額5万円 ・30人以上年額6万円									合併時に、川内市の例により調整する。 ・少子化対策事業として継続が望ましい。
乳幼児医療費助成金	(目的)乳幼児の健康を保持し、健やかな成長に寄与するため、0歳から6歳の誕生月までの乳幼児に対して医療費の助成を行うものである。 なお、本市では4歳から6歳の誕生月までの乳幼児の歯科診療分については、市単独事業として助成を行っている。 平成13年度事業実績補助事業分21,272件 60,436,102円 単独事業896件 2,465,101円	(目的)乳幼児の医療費の一部を負担することにより、乳幼児の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。 (対象者)6歳未満の乳幼児 6歳になった誕生日の月末まで (財源内訳) 県1/2 町1/2 (助成金) 前年分市町村民税非課税世帯 自己負担額の全額 その他の世帯 月額3,000円を超える分の医療費 平成13年度事業実績 643件 5,021,298円 (支払い) 第2もしくは第3水曜日支払い	(目的)乳幼児の医療費の一部を負担することにより、乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促し、もって乳幼児の健康の保持増進を図る。 (対象者)6歳未満の乳幼児 6歳になった誕生日の月末まで (財源内訳) 県1/2 町1/2 (助成金) 前年分市町村民税非課税世帯 自己負担額の全額 ・自己負担額から2,000円を控除した額 平成13年度事業実績 475件 3,089,504円 (支払い) 毎月末 第2もしくは第3水曜日支払い	(目的)母子保健法の中により、乳幼児(6歳に満たない者)の医科、歯科における一部負担金の補助 課税世帯：一部負担金-3,000円=支給額 非課税世帯：一部負担金の額=支給額 平成13年度事業実績 359件 2,870,235円	(目的)乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって乳幼児の健康の保持増進を図る。 (対象者)6歳未満の乳幼児 6歳になった誕生日の月末まで (財源内訳) 県1/2 町1/2 (助成金) 前年分市町村民税非課税世帯 自己負担額の全額 その他の世帯 月額3,000円を超える分の医療費 平成13年度事業実績 201件 1,350,797円	(目的)乳幼児の医療費の一部を負担することにより、乳幼児の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。 (対象者)6歳未満の乳幼児 6歳になった誕生日の月末まで (財源内訳) 県1/2 町1/2 (助成金) 前年分市町村民税非課税世帯 自己負担額の全額 その他の世帯 月額3,000円を超える分の医療費 平成13年度事業実績 44件 345,704円	(目的)乳幼児の医療費の一部を負担することにより、乳幼児の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。 (対象者)6歳未満の乳幼児 4歳になった誕生日の月末まで (財源内訳) 県1/2 町1/2 (助成金) 前年分市町村民税非課税世帯 自己負担額の全額 その他の世帯 月額3,000円を超える分の医療費 平成13年度事業実績 108件 862,895円	(目的)乳幼児の医療費の一部を負担することにより、乳幼児の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。 (対象者)6歳未満の乳幼児 6歳になった誕生日の月末まで (財源内訳) 県1/2 町1/2 (助成金) 前年分市町村民税非課税世帯 自己負担額の全額 その他の世帯 月額3,000円を超える分の医療費 平成13年度事業実績 4件 357,360円	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・市町村により助成対象者等の範囲が違うので調整が必要である。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会
合併保育料比較資料1(3歳未満児)

協定項目		23-12 児童福祉事業 【保育園入・退所事務】											
		川内市		入来町		樋脇町		東郷町		祁答院町		里村	
国の徴収基準額		保育所入所については、年度当初の入所と随時入所を行っており、退所については、保護者の家庭事情により随時受付する。		児童福祉法に基づいての入退所事務及び管理を行う。		保育所の入所は、年度当初の入所と随時の入所の2通りがあり、保護者の家庭の状況により、随時入・退所受付を行う。		保育所の入所は、年度当初の入所と随時の入所の2通りがあり、保護者の家庭の状況により、随時入・退所受付を行う。		保育所の入所は、年度当初の入所と随時の入所2通りがあり、保護者の家庭の状況により、随時入所を受ける。		保育所の入所は、年度当初の入所と随時の入所2通りがあり、保護者の家庭の状況により、随時入所を受ける。	
A階層	生活保護世帯	0	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0
B階層	前年市町村民税 非課税世帯	9,000	0	母子家庭、父子家庭等	0	町長が認める世帯	0	町長が認める世帯	0	町長が認める世帯	0	町長が認める世帯	0
			8,100	母子家庭、父子家庭等	4,670	非課税世帯	7,200	非課税世帯	8,000	非課税世帯	6,300	1歳児未満 30,000円 1歳児以上2歳児未満 22,000円 2歳児以上3歳児未満 17,000円	
C階層	課税世帯	19,500	17,500	均等割のみの課税世帯	7,000	均等割のみの課税世帯	10,800	均等割のみの課税世帯	12,000	均等割のみの課税世帯	12,600	均等割のみの課税世帯	14,400
				所得割のみの課税世帯	9,340	所得割5,000円未満	12,600	所得割5,000円未満	14,000	所得割のみの課税世帯	14,400		
						所得割5,000円以上	13,500	所得割5,000円以上	15,000				
D1階層	前年度所得税課税世帯	64,000円未満	30,000	22,000円未満	12,870	10,000円未満	14,900	10,000円未満	16,500	17,000円未満	18,000	17,000円以上	21,870
				22,000円以上	16,400	10,000円以上	17,000	10,000円以上	18,800	40,000円未満	26,280	40,000円以上	28,800
				43,000未満	20,000	40,000円未満	20,400	40,000円以上	22,600	80,000円未満	36,240	80,000円以上	36,240
				43,000円以上	20,000	40,000円以上	20,400	40,000円以上	22,600				
				64,000未満		64,000未満		64,000未満					
D2階層	課税世帯	64,000円以上 160,000円未満	44,500	64,000円以上	24,800	64,000円以上	24,000	64,000円以上	28,000	90,000円未満	28,800	90,000円以上	29,800
				112,000未満		90,000円未満	27,000	90,000円以上	29,800	115,000円未満	34,600	115,000円以上	36,240
				112,000円以上	29,670	115,000円以上	31,700	115,000円以上	34,600	140,000円未満	42,400	140,000円以上	42,400
				160,000未満		140,000円未満	36,600	140,000円以上	39,500	200,000円未満	51,200	200,000円以上	51,200
				160,000円以上	38,000	160,000円以上	40,100	160,000円以上	41,700				
D3階層	課税世帯	408,000円未満	61,000	408,000円未満		250,000円未満		200,000円未満		200,000円以上	42,400	250,000円未満	53,800
						250,000円以上	52,300	250,000円以上	53,800	408,000円未満	58,000	408,000円以上	58,000
D4階層	課税世帯	408,000円以上	80,000	408,000円以上	53,340	408,000円以上		408,000円以上	58,000			510,000円以上	51,200
上甌村・鹿島村・下甌村				該当なし									

入来町、樋脇町及び祁答院町の保育料については、第1子の減免後の保育料額である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

合併保育料比較資料2(3歳以上児)

協定項目		23-12 児童福祉事業 【保育園入・退所事務】											
国の徴収基準額		川内市		入来町		榑脇町		東郷町		祁答院町		里村	
A階層	生活保護世帯	0	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	0	0
B階層	前年市町村 非課税世帯	6,000	母子家庭，父子家庭等	0	町長が認める世帯	0	町長が認める世帯	0	町長が認める世帯	0	町長が認める世帯	0	15,000円
			5,400	母子家庭，父子家庭等	3,540	非課税世帯	5,000	非課税世帯	5,500	非課税世帯	4,050	3歳以上(短期入所)年齢区分なし	3,000円/日
C階層	民 税 課税世帯	16,500	14,800	均等割のみの課税世帯	5,400	均等割のみの課税世帯	8,100	均等割のみの課税世帯	9,000	均等割のみの課税世帯	10,620		
			7,340	所得割のみの課税世帯	10,400	所得割5,000円未満	9,500	所得割5,000円未満	10,500	所得割のみの課税世帯	12,150		
D1階層	前年度所得税課税世帯	64,000円未満	27,000	24,300	22,000円未満	10,870	10,000円未満	11,700	10,000円未満	13,000	17,000円未満	16,200	
			14,400	14,400	22,000円以上	14,400	10,000円以上	14,400	10,000円以上	16,000	17,000円以上	19,620	
			18,000	18,000	43,000円未満	18,000	40,000円未満	17,200	40,000円未満	19,100	40,000円未満	23,850	
			18,000	18,000	43,000円以上	18,000	40,000円以上	17,200	40,000円以上	19,100	40,000円以上	23,850	
D2階層	課税世帯	64,000円以上 160,000円未満	41,500	3歳児	64,000円以上	21,800	64,000円以上	21,000	64,000円以上	25,000	80,000円未満	26,400	
			34,400	4歳児以上	112,000円未満	24,300	90,000円未満	24,300	90,000円未満	26,500	140,000円未満		
			28,200		115,000円未満	29,600	115,000円未満	29,600	115,000円未満	31,300			
			25,600		112,000円以上	25,600	115,000円以上	29,600	115,000円以上	31,300			
			31,600		160,000円未満	31,600	140,000円未満	31,600	140,000円未満	36,000	140,000円以上	29,600	
D3階層	課税世帯	160,000円以上 408,000円未満	58,000	26,000	160,000円以上	26,000	160,000円以上	33,700	160,000円以上	38,500	200,000円未満		
			40,800	40,800	408,000円未満	40,800	250,000円未満	40,800	200,000円未満	40,800	200,000円以上	30,240	
			42,000	42,000	250,000円以上	42,000	250,000円以上	42,000	250,000円以上	42,000	510,000円未満		
D4階層	課税世帯	77,000	30,000	408,000円以上	30,000	408,000円以上		408,000円以上		510,000円以上			
上甌村・鹿島村・下甌村				課題・問題点				調整方針(案)					
該当なし				地域によって保育園の設置に偏りがある。 保育料・滞納金の調整が必要である。 へき地保育所の取扱いをどうするか。				新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。					

入来町、榑脇町及び祁答院町の保育料については、第1子の減免後の保育料額である。

議案第31号

町名・字名の取扱いについて

合併協定項目17号「町名・字名の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについては、地域の歴史や文化の継続性、住民生活への影響等に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重し、次のとおり調整する。

- 1 川内市については、現行のとおりとする。
- 2 樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。
- 3 里村、上甑村、下甑村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、これを従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。

平成 年 月 日 確認

協定項目17号資料

町名・字名の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 町名・字名の取扱いについては、その歴史的経緯や住民の愛着を踏まえ、住民生活に最も影響の少ない方式を選択する。
- (2) 市町村合併の際に、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに設定し若しくは廃止、又は町若しくは字の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要である。

2 提案の理由

1市4町4村の合併に伴い、現行の町名・字名の一部について変更するため、提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

篠山町・西紀町・丹南町の大字については従前のとおりとし、今田町については、従前の大字の前に今田町をつけた大字とする。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）

町名・字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町、字名については地域住民の意向を尊重し調整するものである。

香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併）

- (1) 字の区域は、原則として現行のとおりとする。
- (2) 町、字の名称については、次のとおりとする。
津田町・大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。
志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。
長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。
ただし、字名「西」、「東」、「名」については、各々「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。

山口県周南市（平成15年4月21日 新設合併）

町・字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

新潟県北魚沼6か町村合併協議会（平成16年11月1日 目標新設合併）

字の区域・名称は、現行のとおりとする。なお、名称から大字表記を削除する。ただし、湯之谷村と広神村の重複名称である芋川は、住民の意向を踏まえて名称を調整する。
新市の区域の密集市街地については、「住民表示に関する法律」に規定する住居表示の導入について検討する。

4 参考法令等(条文等抜粋)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届けなければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別な定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	17 町名・字名の取扱い
調整方針案	<p>町名・字名の取扱いについては、地域の歴史や文化の継続性、住民生活への影響等に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重し、次のとおり調整する。</p> <p>1 川内市については、現行のとおりとする。</p> <p>2 樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。</p> <p>3 里村、上甑村、下甑村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。</p>

【1市4町4村合併における取扱いパターン】

市町村名	大字の数	現在の住所表示例	新市の住所表示例
川内市	65	川内市 神田町 -	市 神田町 -
樋脇町	3	薩摩郡樋脇町 塔之原 番地	市 樋脇町塔之原 番地
入来町	2	薩摩郡入来町 浦之名 番地	市 入来町浦之名 番地
東郷町	6	薩摩郡東郷町 斧淵 番地	市 東郷町斧淵 番地
祁答院町	4	薩摩郡祁答院町 下手 番地	市 祁答院町下手 番地
里村	1	薩摩郡里村 里 番地	市 里町里 番地
上甑村	7	薩摩郡上甑村 中甑 番地	市 上甑町中甑 番地
下甑村	5	薩摩郡下甑村 手打 番地	市 下甑町手打 番地
鹿島村	1	薩摩郡鹿島村 蘭牟田 番地	市 鹿島町蘭牟田 番地
計	94		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	17 町名・字名の取扱い			専門部会名	企画財政部会		
調整方針案	町名・字名の取扱いについては、地域の歴史や文化の継続性、住民生活への影響等に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重し、次のとおり調整する。 1 川内市については、現行のとおりとする。 2 樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。 3 里村、上甌村、下甌村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。						
区分	川内市			樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
大字名合計(94)	青山町 天辰町 運動公園町 網津町 大小路町 尾白江町 勝目町 上川内町 川永野町 神田町 久住町 楠元町 隈之城町 久見崎町 国分寺町 小倉町 五代町 木場茶屋町 御陵下町 城上町 白浜町 白和町	大王町 田海町 高江町 高城町 田崎町 中郷一丁目 中郷二丁目 中郷三丁目 中郷四丁目 中郷五丁目 中郷町 鳥追町 永利町 中福良町 中村町 西開聞町 西方町 西向田町 花木町 原田町 東大小路町 東開聞町	東向田町 冷水町 平佐町 水引町 港町 宮内町 都町 宮崎町 宮里町 向田町 向田本町 百次町 矢倉町 山之口町 湯田町 湯島町 陽成町 横馬場町 寄田町 若葉町 若松町	市比野 倉野 塔之原	浦之名 副田	斧淵 穴野 鳥丸 南瀬 藤川 山田	藺牟田 上手 黒木 下手
	-----			3大字	2大字	6大字	4大字
	-----			里村	上甌村	下甌村	鹿島村
	-----			里	江石 小島 桑之浦 瀬上 平良 中甌 中野	青瀬 片野浦 瀬々野浦 手打 長浜	藺牟田
-----			1大字	7大字	5大字	1大字	

議案第32号

自治会・行政連絡機構の取扱いについて

合併協定項目22号「自治会・行政連絡機構の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

自治会・行政連絡機構の取扱いについて

自治会・行政連絡機構（公民会、自治公民館、小組合、常会、公民館、区）組織については、名称を自治会に統一し現行のまま新市に引き継ぎ、新市まちづくり計画に基づく地区コミュニティ協議会制度を導入する。

平成 年 月 日 確認

協定項目 2 2号資料

自治会・行政連絡機構の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 自治組織は、市町村の歴史的経緯や地域の実情により形成された組織であるが、新市の一体感を図る上においては名称の統一を図る必要がある。
- (2) 市民が主体となる地域及び地区づくりを促進するために、市民自らが中心となる横断的な組織体制をつくる必要がある。

2 提案の理由

自治組織の一体性の確保と効率性を高める観点から、自治会・行政連絡機構の取扱いについて、調整方針を提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

- 1 自治会の区域名称については、現行のとおりとし、組織、役員等については、新市で要綱を定め、統一を図る。
- 2 自治会連合会については、各町に相違があるが、新市で組織する。
- 3 行政配布物の配布方法は、現行のとおりとする。

山梨県河口湖町・勝山村・足和田村・上九一色村合併協議会（平成15年11月15日目標新設合併）

行政連絡機構（自治会及び区）の組織、区域及び名称については現行のとおり新町に引き継ぐ。
自治会連合会及び区の連絡・調整機関として新町に自治会連絡協議会を置く。
自治会連合会及び区において実施する事業については、新町において調整する。

岐阜県郡上郡町村合併協議会（平成16年3月1日目標新設合併）

名称については「自治会」とする。自治会の組織及び区域は当面現行のとおりとし、新市において地域の実情に応じ見直しを図る。

- ・ 新市に自治会連合会を置き、連合組織については新市において調整する。
- ・ 自治会連合会事業については、新市において調整する。

長崎県福江市南松浦郡高江町・玉之浦町・三井染町・岐宿町・奈留町合併協議会（平成16年8月1日目標新設合併）

行政区の名称及び所管区域については、現行のとおりとし、必要に応じ合併後に調整する。
また、町内会長・駐在員・地区長・区長の設置条例等については、福江市の例により調整し、必要に応じ合併後に調整する。

岡山県吉備高原中央地域合併協議会（平成16年10月1日目標新設合併）

自治会等（住民会や行政区）の組織については、現行のまま新町に引き継ぎ、新町において統一した新しい組織及び体制を整備

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整

市町村名		地区名	地区活動の拠点施設名	校区 地区別 世帯数	校区 地区別 人口	専門部会名	企画財政部会
						構成 自治会 数	自治会名称
川内市	1	亀山	亀山集会所	3,121	7,860	21	公民会
	2	可愛	可愛校区公民館	4,779	11,281	33	
	3	育英	育英集会所	1,751	4,169	10	
	4	川内	すこやかふれあいプラザ	2,674	5,880	36	
	5	平佐西	産業振興センター	4,801	11,711	23	
	6	隈之城	川内市セントピア	4,807	12,356	52	
	7	永利	永利集会所	2,249	5,667	28	
	8	平佐東	平佐東集会所	567	1,311	12	
	9	水引	水引集会所	1,385	3,289	35	
	10	峰山	峰山校区公民館	722	1,783	19	
	11	滄浪	滄浪校区公民館	244	472	6	
	12	寄田	寄田校区公民館	234	467	8	
	13	八幡	八幡校区公民館	674	1,708	14	
	14	高来	高来校区公民館	1,015	2,112	9	
	15	城上	城上集会所	481	1,244	7	
	16	陽成	陽成校区公民館	378	863	9	
	17	吉川	吉川集会所	157	348	4	
	18	湯田	湯田集会所	347	747	7	
	19	西方校区	西方校区公民館	352	614	5	
	計	19		30,738	73,882	338	
樋脇町	1	塔之原一区	塔之原一区多目的集会施設	207	524	10	自治公民館
	2	塔之原二区	塔之原二区公民館	165	462	5	
	3	塔之原三区	塔之原三区公民館	269	668	8	
	4	塔之原四区	塔之原四区コミュニティセンター	410	958	14	
	5	塔之原五区	塔之原五区公民館	360	894	9	
	6	市比野一区	藤本青少年集会所	105	276	4	
	7	市比野二区	野下地区営農研修館	96	224	4	
	8	市比野三区	市比野三区公民館	173	530	8	
	9	市比野四区	市比野四区公民館	485	1,040	9	
	10	市比野五・六区	市比野五・六区公民館	380	984	9	
	11	温泉区	温泉区公民館	456	1,097	8	
	12	倉野区	倉野青少年集会所	131	328	4	
	計	12		3,237	7,985	92	
入来町	1	副田	中央公民館副田分館	1,428	2,848	24	公民会
	2	入来	中央公民館清色分館	806	1,837	19	
	3	朝陽	中央公民館朝陽分館	252	714	12	
	4	大馬越	中央公民館大馬越分館	346	882	11	
	5	八重	中央公民館八重分館	74	181	5	
	計	5		2,906	6,462	71	
東郷町	1	斧淵	斧淵コミュニティセンター	1,349	3,631	16	自治公民館
	2	南瀬	南瀬コミュニティセンター	330	761	8	
	3	山田	山田コミュニティセンター	240	604	4	
	4	鳥丸	鳥丸コミュニティセンター	283	690	6	
	5	藤川	藤川コミュニティセンター	216	466	9	
	計	5		2,418	6,152	43	
祁答院町	1	黒木	黒木公民館	361	994	9	自治公民館
	2	上手	上手農村研修センター	357	980	9	
	3	大村	大村交流体験施設	373	964	5	
	4	轟	轟農村研修センター	221	485	2	
	5	蘭牟田	蘭牟田農村研修センター	584	1,315	7	
	計	5		1,896	4,738	32	
里村	1	蘭上	蘭上自治公民館	170	419	5	小組合
	2	蘭中	蘭中自治公民館	76	204	2	
	3	蘭下	蘭下自治公民館	134	320	4	
	4	村西	村西自治公民館	106	237	3	
	5	村東	村東自治公民館	137	314	5	
	計	5		623	1,494	19	
上甌村	1	中甌	上甌村老人福祉センター	351	681	7	常会
	2	中野	中野地区集会所	38	69	1	
	3	江石	江石集会所	117	214	3	
	4	平良	上甌村生活館	187	379	5	
	5	小島	上甌村保健福祉館	103	213	3	
	6	瀬上	瀬上地区集会所	131	282	3	
	7	桑之浦	上甌村住民センター	43	77	1	
	計	7		970	1,915	23	
下甌村	1	手打	手打地区公民館	502	1,014	3	公民館
	2	片野浦	高齢者コミュニティセンター	123	241	1	
	3	瀬々野浦	高齢者保健福祉館	145	235	1	
	4	内川内	内川内集会所	41	73	1	
	5	青瀬	青瀬児童館	169	323	2	
	6	長浜	長浜振興センター	537	982	2	
	計	6		1,517	2,868	10	
鹿島村	1	鹿島	鹿島村公民館	385	706	7	区
	計	1		385	706	7	
総計		65		44,690	106,202	635	

世帯数・人口は平成14年10月1日現在

議案第 33 号

窓口業務について

合併協定項目 23 - 7号「窓口業務」について、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案）】

窓口業務について

窓口業務の取扱いについては、新市の組織体制と調整を図り、住民サービスの低下を招かないことを原則として、調整に努めるものとする。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 7号資料

窓口業務について

1 協定項目の要旨・留意点

窓口業務は、住民情報提供等のサービス業務のなかで市民対応が一番多い部署であり基本姿勢に添った調整を図る。

窓口業務は、本所・支所の組織体制、課、係の配置等を考慮して、住民サービスの低下を招かないように努める。

2 提案の理由

住民サービスに配慮した体制を整備するとともに、窓口機能の充実に努める内容で提案します。

3 協定（協議）先進事例

<p>広島県三次市・双三郡・甲双町合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併）</p> <ol style="list-style-type: none">1 昼時間窓口業務は、本庁・支所ともに実施する。2 夜間窓口業務については、本庁において、三次市の例により実施するものとする。
<p>埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）</p> <ol style="list-style-type: none">1 市民窓口業務については、市民サービスの向上を観点に統合又は再編するものとする。2 既設の支所・出張所の配置等については現行のとおりとする。
<p>広島県高田郡6町合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）</p> <ol style="list-style-type: none">1 窓口業務の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、原則として現行のとおりとする。2 市役所及び支所以外での住民票の交付については、新市においてもサービス拡充の方向で取り組むものとする。

主な窓口業務

1 総務部会関係

- 所得・評価証明・課税・非課税証明書・資産証明書
- 納税証明書
- 罹災証明書
- 火入れ許可
- 入札(指名)結果閲覧
- 交通災害共済(加入・申請等)
- 行政相談

2 企画財政部会関係

- 公共料金の出納

3 産業経済部会関係

- 町管理の道路、橋梁、河川、公園等の維持補修・農村公園及び特産品販売所等
- 農林水産業の振興、相談業務等・農業委員会等
- 観光、イベント等

4 住民健康福祉部会関係

- 出生届・婚姻届・死亡届・転入転出等
- 戸籍簿謄、抄本・住民票の写し・印鑑登録証明・火葬申し込み(受付)・火葬許可書・墓地借用及び返還・犬の登録等
- 人権擁護に関すること等
- 身体障害者手帳の交付・申請・受付・各種福祉手当の申請・受付・保育所入所相談・療育手帳の申請等
- 国民健康保険加入・喪失届・被保険者証の発行・出産一時金等申請事務等
- 老人保健医療受給者証等の申請、交付・老人・身体障害者・乳幼児医療受給者証の申請、交付事務・入院生活給付金の申請等
- 老人保健取得、喪失等届・医療費申請受付事務等
- 福祉医療の喪失・保険変更・転居届、再発行事務・医療費等申請受付事務等
- 母子手帳・健康手帳の交付・各種検診料減免申請等
- 要介護等認定申請受付・認定調査業務・被保険者証の発行等
- 各種相談業務

5 建設部会関係

- 市町村管理の道路・橋梁・河川等の維持補修等
- 市町村営住宅の入居相談・受付・管理等
- 行政財産(里道・水路)の使用許可申請
- 道路占用許可申請
- 確認申請等
- 屋外広告物許可申請等

6 上下水道部会関係

- 水道使用の届(開閉栓・一時休止・廃止)
- 水道加入の届(新規・口径変更)
- 納付書発行
- 証明書発行
- 指定給水装置工事事業者指定申請受付

7 教育部会関係

- 教育関係の庶務・教育振興施設の使用申請・各種教育相談等

8 議会・監査部会関係

- 請願・陳情の受理

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

* 窓口業務

協定項目	23-7 窓口業務									
調整方針	・印鑑登録・交付事務は、合併時に、川内市の例により調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
印鑑登録・交付事務	<p>(概要) ・印鑑登録の申請又は廃止する者は、自ら若しくは、代理人により役所に向き登録申請又は廃止の届出をする。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に印鑑登録証明書を送付する。</p> <p>(事務手続) 印鑑登録申請・印鑑登録廃止(本人) ・印鑑登録申請書に氏名等記入し登録印を添えて登録申請する。印鑑登録の廃止は、印鑑証明廃止届に記入する。 ・登録申請者又は廃止する本人であるか確認する。(官公庁発行の写真証明書で確認、証明書がない場合、川内市に印鑑登録している者が登録された印鑑を押印した保証書を添えれば可)</p> <p>(対象者) ・登録要件は、印鑑登録をしていない者</p>	<p>(概要) ・印鑑登録の申請又は廃止する者は、自ら若しくは、代理人により役所に向き登録申請又は廃止の届出をする。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に印鑑登録証明書を送付する。</p> <p>(事務手続) 印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・樋脇町内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本町に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) 登録証明書交付 ・受付窓口における、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付</p> <p>(対象者) ・登録要件は、樋脇町に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしていない者</p>	<p>(概要) ・印鑑登録の申請又は廃止する者は、自ら若しくは、代理人により役所に向き登録申請又は廃止の届出をする。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に印鑑登録証明書を送付する。</p> <p>(事務手続) 印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・東郷町内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本町に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) 登録証明書交付 ・受付窓口において、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付</p> <p>(対象者) ・登録要件は、東郷町に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者</p>	<p>(概要) ・印鑑登録を申請するものは、自ら若しくは、代理人により役場に向き登録申請する。(但し代理人は、諸手続きをし、後日登録) ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。</p> <p>(事務手続) 印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・祁答院町内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本町に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) 登録証明書交付 ・受付窓口において、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付</p> <p>(対象者) ・登録要件は、東郷町に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者</p>	<p>(概要) ・印鑑登録を申請するものは、自ら若しくは、代理人により役場に向き登録申請する。(但し代理人は、諸手続きをし、後日登録) ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。</p> <p>(事務手続) 印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・里村内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本村に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) 登録証明書交付 ・受付窓口において、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付</p> <p>(対象者) ・登録要件は、祁答院町に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者</p>	<p>(概要) ・印鑑登録を申請するものは、自ら若しくは、代理人により役場に向き登録申請する。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。</p> <p>(事務手続) 印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・里村内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本村に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) 登録証明書交付 ・受付窓口において、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付</p> <p>(対象者) ・登録要件は、里村に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者</p>	<p>(概要) ・印鑑登録を申請するものは、自ら若しくは、代理人により役場に向き登録申請する。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。</p> <p>(事務手続) 印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・上甌村内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本村に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) 登録証明書交付 ・受付窓口において、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付</p> <p>(対象者) ・登録要件は、上甌村に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者</p>	<p>(概要) ・印鑑登録を申請するものは、自ら若しくは、代理人により役場に向き登録申請する。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。</p> <p>(事務手続) 印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・下甌村内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本村に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) 登録証明書交付 ・受付窓口において、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付</p> <p>(対象者) ・登録要件は、下甌村に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者</p>	<p>(概要) ・印鑑登録を申請するものは、自ら若しくは、代理人により役場に向き登録申請する。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。</p> <p>(事務手続) 印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・鹿島町内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本村に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) 登録証明書交付 ・受付窓口において、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付</p> <p>(対象者) ・登録要件は、鹿島村に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者</p>	合併時に、川内市の例により調整する

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

* 窓口業務

協定項目	23-7 窓口業務									
調整方針	・住民票交付事務は、合併時に、川内市の例により調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
住民票交付事務	<p>(概要) 住民票の写しの交付</p> <p>(申請) 本人又は同世帯の人若しくは親族 上記以外のもの 職務上必要とする者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士等) 国若しくは地方公共団体職員</p> <p>○請求書に記入(が請求する場合) ・請求者の住所、氏名、印(印は省略できる) ・必要者の住所・世帯主氏名、氏名 ・世帯全部、一部の別、必要枚数、12条4項(特別の請求)の記載の有無</p> <p>○請求書に記入(が請求する場合) ・請求者の住所、氏名 ・代理人の住所、氏名、印、請求者との関係、使用目的、必要枚数、委任状若しくは請求者と代理人の関係のわかる証明資料</p> <p>○請求書に記入(が請求する場合)職務上請求用紙にて申請 ○が請求する場合 ・請求者の資格を明らかにしその職氏名を明記し、職印を押した書類を提出</p> <p>(発行・交付) ・住民記録システムから改竄防止用紙にて発行 ・申請者の住所、氏名を確認後、まちがいなければレジにて交付し、手数料を受領し、領収書を発行</p>	<p>(概要) 住民票の写しの交付</p> <p>(申請) 本人又は同世帯の人若しくは親族 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士等) 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求 ・が請求する場合 請求者の資格を明らかにしその職氏名を明記し職印を押印した書類提出</p>	<p>(概要) 住民票の写しの交付</p> <p>(申請者) 本人又は同世帯の人若しくは親族 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士等) 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求 ・が請求する場合 請求者の資格を明らかにしその職氏名を明記し職印を押印した書類提出</p>	<p>(概要) 住民票の交付</p> <p>(申請) 本人又は同世帯の人若しくは親族 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士等) 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求 ・が請求する場合 請求者の資格を明らかにしその職氏名を明記し職印を押印した書類提出</p>	<p>(概要) 住民票は住民の居住関係を公証する。</p> <p>(申請) 本人又は同世帯の人若しくは親族 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士等) 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求 ・が請求する場合 請求者の資格を明らかにしその職氏名を明記し職印を押印した書類提出</p>	<p>(概要) 住民票の交付</p> <p>(内容) ・請求者の理由 ・請求者の氏名、住所、押印 ・請求に係る住民の範囲 ○請求事由を明らかにさせることを要しない場合 ・本人又はその者と同一世帯に属する者 ・国又は地方公共団体の職員の職務上の請求 ・弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人又は行政書士が、職務上の請求 ・村長が相当と認める場合</p>	<p>(概要) 住民票の交付</p> <p>(申請) 本人又はその配偶者、直系尊属若しくは、直系卑属 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>○請求書に記入 が請求する場合 ・請求者の住所・世帯主名・氏名・印若しくは押印 ・請求者の資格(関係)・必要枚数・謄抄本の別 ○請求書に記入 が請求する場合 ・請求者の住所・世帯主名・氏名 ・代理人の住所・氏名・印若しくは押印 ・世帯主と請求者との関係、使用目的・必要枚数・謄抄本の別 委任状添付の場合 使用目的は不必要 ○請求書に記入 が請求する場合 ・職務上請求用紙にて申請</p>	<p>(概要) 住民票の交付</p> <p>(申請) 本人又はその配偶者、直系尊属若しくは、直系卑属 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>○請求書に記入 が請求する場合 ・請求者の住所・世帯主名・氏名・印若しくは押印 ・請求者の資格(関係)・必要枚数・謄抄本の別 ○請求書に記入 が請求する場合 ・請求者の住所・世帯主名・氏名 ・代理人の住所・氏名・印若しくは押印 ・世帯主と請求者との関係、使用目的・必要枚数・謄抄本の別 委任状添付の場合 使用目的は不必要 ○請求書に記入 が請求する場合 ・職務上請求用紙にて申請</p>	<p>(概要) 住民票の交付</p> <p>(申請) 本人又はその配偶者、直系尊属若しくは、直系卑属 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>○請求書に記入 が請求する場合 ・請求者の住所・世帯主名・氏名・印若しくは押印 ・請求者の資格(関係)・必要枚数・謄抄本の別 ○請求書に記入 が請求する場合 ・請求者の住所・世帯主名・氏名 ・代理人の住所・氏名・印若しくは押印 ・世帯主と請求者との関係、使用目的・必要枚数・謄抄本の別 委任状添付の場合 使用目的は不必要 ○請求書に記入 が請求する場合 ・職務上請求用紙にて申請</p>	合併時に、川内市の例により調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

* 窓口業務

協定項目	23-7 窓口業務									
調整方針	・外国人登録受付事務は、合併時に、川内市の例により調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
外国人登録受付事務	<p>(概要) 外国人登録の申請受付事務</p> <p>(事務手順) 1指定の申請書に記入してもらい、申請書類(旅券、写真等)を提出してもらう。 2新規登録など登録証明書の交付を伴う申請の場合、乙様式証明書(16歳未満)はその場で作成し、交付する。</p> <p>(手書き) ・甲様式証明書(16歳以上)は入国管理局が作成するため、日数がかかるので「交付予定期間指定書」を作成し、渡す。甲様式証明書は後日交付する。 ・変更登録の場合は、登録証明書の裏面に変更内容を記載してから渡す。</p> <p>外国人の転出の場合は、転入先の役所への居住地変更登録申請だけでよい。(転出元の役所への申請はしない)</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	合併時に、川内市の例により調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

* 窓口業務

協定項目	23-7 窓口業務									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬許可(受付・許可)は、合併時に、新たな制度等を制定する。 ・火葬場使用許可は、一部事務組合との調整を図り、合併時に、新たな制度等を制定する。 ・市民相談に関することは、現行のまま新市へ引き継ぐ。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
火葬許可(受付、許可)	<p>生活環境課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること、妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間 (事務担当者) ・住民係窓口担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>住民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること、妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間 (事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>町民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること、妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間 (事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>町民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること、妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間 (事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>住民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること、妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間 (事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>住民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること、妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間 (事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>住民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること、妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間 (事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p> <p>(手数料) 火葬許可証1通200円</p>	<p>民生課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること、妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間 (事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>住民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること、妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間 (事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>合併時に、新たな制度等を制定する。 ・火葬許可証の手数料について、取扱いの調整を図る。 ・一部事務組合との調整が必要である。</p>
火葬場使用許可	<p>葬祭場の使用申請が提出された時、市民課への手続き(埋・火葬許可)を確認して、使用許可証を発行する。</p>		<p>・町民課の窓口で死亡届を受領 ・火葬予約の確認をし、予約しなければ東部衛生処理組合に電話で予約 ・死亡届に基づき火葬許可書を作成 ・火葬認可証の申請者は、死亡届の届出人と同じ</p>	<p>死亡届を提出されたら、薩摩郡東部衛生処理組合に連絡し火葬の予約を確認する。 喪主・死亡者・火葬日時 間違いがなければ火葬許可証を発行。</p>	<p>上甕村との合同による甕衛生管理組合火葬場を使用しており、火葬場の管理は里村が行っている。</p>	<p>里村との合同による甕衛生管理組合火葬場を使用しているが、火葬場の管理は里村が行っている。</p>	<p>葬祭場の使用申請が提出された時、埋・火葬許可書を確認して、使用許可証を発行する。</p>	<p>葬祭場の使用申請が提出された時、埋・火葬許可書を確認して、使用許可証を発行する。</p>	<p>合併時に、新たな制度等を制定する。 ・一部事務組合との調整が必要である。 ・火葬料については、環境衛生事業及び一部事務組合の取扱いで協議する。</p>	
市民相談に関すること	<p>市民相談に迅速かつ的確に対応する。 平成13年度実績 相談件数1,007件</p> <p>無料法律相談の開催 市民の財産・権利・離婚・扶養・相続・借地・借家・金銭・貸借・相隣等 弁護士の専門的なアドバイスを受ける。 毎月1回(第2木曜日) 県弁護士会へ委託</p>									<p>現行のまま新市へ引き継ぐ。</p>